

第5次中野区環境基本計画（素案）

2026年度～2030年度

令和7年10月

目 次

第1章 計画の基本的事項 ······	1
1 計画改定の背景 ······	2
2 計画の位置づけと期間 ······	4
第2章 目指す環境像と基本目標 ······	7
1 中野区が目指す環境の姿 ······	8
2 基本目標 ······	9
第3章 基本目標別の施策 ······	11
1 施策体系 ······	12
2 施策の展開 ······	13
基本目標1 ······	15
まちづくりの全体方針 ······	16
施策1 ······	17
施策2 ······	23
施策3 ······	27
二酸化炭素排出削減量の見込み ······	29
基本目標2 ······	35
施策1 ······	36
施策2 ······	39
施策3 ······	41
施策4 ······	43
基本目標3 ······	47
施策1 ······	48
施策2 ······	50
施策3 ······	53
基本目標4 ······	57
施策1 ······	58
施策2 ······	62
基本目標5 ······	65
施策1 ······	66
施策2 ······	69

第4章 環境行動指針	73
1 区民の取組	74
2 事業者の取組	77
第5章 計画の推進	79
1 推進体制	80
2 進行管理	81
資料編	83
1 中野区の特徴	84
2 中野区における二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量	89
3 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）に係る資料	116
4 生物多様性地域戦略に係る資料	121
5 用語解説	123
6 第7期中野区環境審議会	136
7 中野区環境基本条例	139

※本文中に「*印」のある用語は、巻末の用語解説に説明があります。

※本冊子の表・グラフの数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

このため、表示している数値から算出した合計値と合計欄の値は異なる場合があります。

第1章

計画の基本的事項

01 計画改定の背景

（1）区を取り巻く様々な変化と改定の考え方

中野区は、2021年9月に第4次中野区環境基本計画を策定し、これに基づき進捗管理を行いながら具体的な取組を進めてきました。

第4次中野区環境基本計画の策定以降、ウクライナ危機を発端としたエネルギー価格の高騰が世界の環境政策、エネルギー政策に大きな影響を与えるました。また、G7広島首脳コミュニケ（2023年5月）においては、「気候変動※、生物多様性※の損失及び汚染という3つの世界的危機並びに進行中の世界的なエネルギー危機からの未曾有の課題に直面している」と表明されるなど、区を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。

国の第6次環境基本計画（2024年5月21日）においては、環境・経済・社会の統合的向上を図り、環境収容力※を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」を実現していくことが掲げられました。また、脱炭素（カーボンニュートラル※）社会への移行、循環経済（サーキュラーエコノミー※）への移行、自然再興（ネイチャーポジティブ※）の取組を、トレードオフ※を回避しつつ相乗効果が出るよう統合的に推進・向上を図ることが重要であるとしています。

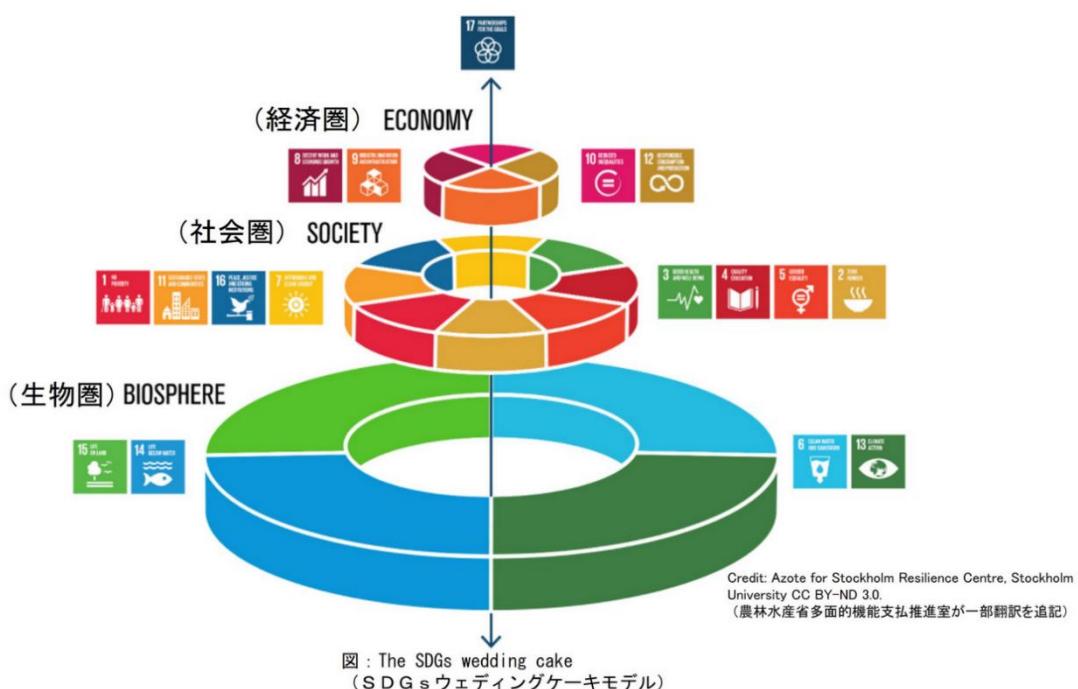
東京都環境基本計画（2022年9月）においても、各分野は相互に連関しており、統合的な対策が必要であるとしています。また、脱炭素化、生物多様性、良質な都市環境など持続可能な都市の実現に向けた取組に加えてエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を展開するとしています。

中野区においても、2030年度の目標達成に向けた区の取組内容や削減効果の見込み、2050年に向けた取組の方向性等を示すため、2024年6月に中野区脱炭素ロードマップを作成し、全庁的に取組を進めてきました。

こうした背景を踏まえ、中野区脱炭素ロードマップの内容を引き継ぎながら、これまでの中野区環境基本計画が目指してきた概念や目標をさらに発展させ、各政策・施策を統合的に推進し、相乗効果を得られるように取り組んでいくため、第4次環境基本計画の見直しの時期を捉えて改定し、第5次中野区環境基本計画（以下、「計画」という。）を策定します。

（2）SDGs（持続可能な開発目標）の推進

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と、その中に掲げられた「持続可能な開発目標」（SDGs[※]）の考え方を改定後の計画でも引き続き活用し、長期的・間接的に SDGs の共通目標の考え方へ貢献していくよう、施策や取組を着実に推進します。



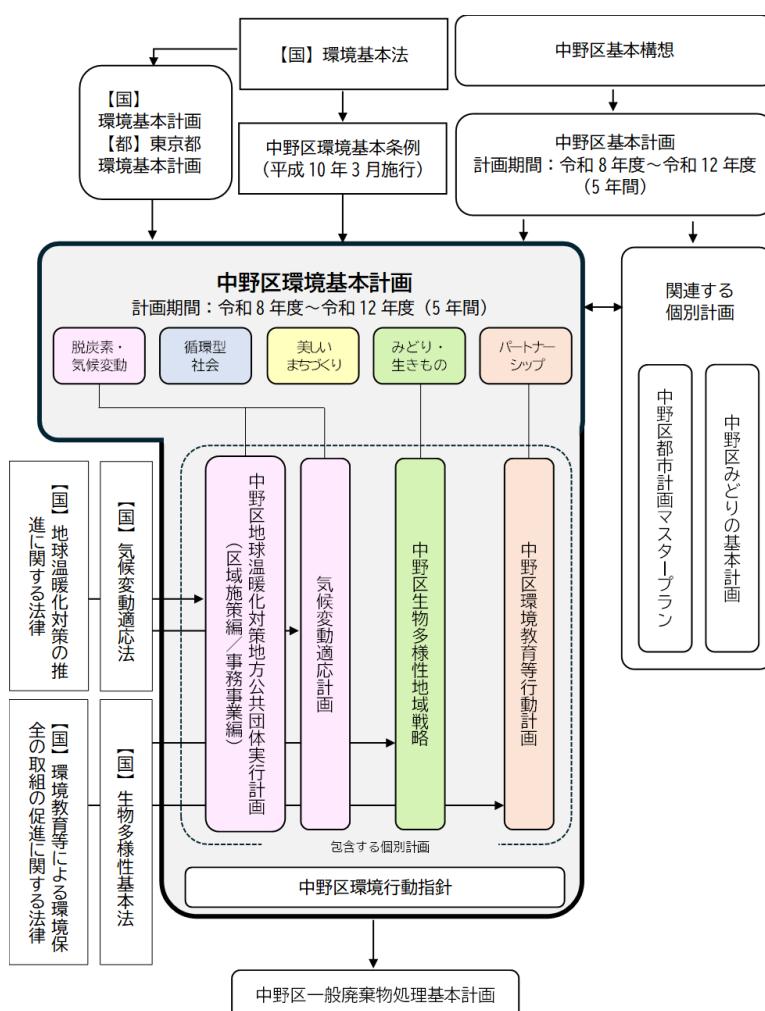
02 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

計画は、中野区環境基本条例第4条第1号から第7号に掲げる事項を盛り込み、同11条に基づき策定するものです。環境の保全に関する政策を総合的に推進するための計画として、区の環境に関する施策の基本的な方向性と具体的な取組を示すものとします。

また、計画には、環境分野の個別計画のうち、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」並びに「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境教育等行動計画」を包含します。

さらに、計画は、中野区基本構想の実現に向けて、中野区基本計画の下位に位置する個別計画とし、関連計画である「中野区都市計画マスタープラン」、「中野区みどりの基本計画」などとの整合を図ります。



（2）計画期間

計画期間は、上位計画である中野区基本計画の計画期間と合わせ、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。なお、原則として、計画の期間終了までに評価や検証を行った上で、必要な見直しを行い、次期の計画を策定します。

ただし、区を取り巻く社会経済状況が大きく変化した場合や、中野区基本計画の改定があった際には、財政状況、計画の各施策の実施状況及び上位計画や関連計画の改定内容を踏まえ、計画の見直しを行うこととします。



第2章

目指す環境像と基本目標

01 中野区が目指す環境の姿

区民・事業者・区の連携・協働により
未来につないでいく環境負荷の少ない持続可能なまち・なかの
～区域を超える社会全体へ貢献するまち～

中野区基本構想では、10 年後に目指すまちの将来像を描いており、環境分野のまちの姿を「環境負荷の少ない持続可能なまちをつくります」としています。

第 4 次環境基本計画の環境の姿においては、「区民・事業者・区の連携・協働による持続可能なまち・なかの」を目指すとしていました。これまで培ってきた環境意識や習慣をさらに発展させ、未来につないでいく必要があることから、これを引継ぐとともに、基本構想で描くまちの将来像とも軌を一にして 2030 年度という大きな節目の年を目指し、さらには 2040 年、2050 年と新たな世代に豊かな環境をつないでいくため、目指す環境の姿は、「区民・事業者・区の連携・協働により未来につないでいく環境負荷の少ない持続可能なまち・なかの」とし、さらに第 7 期中野区環境審議会からの答申を踏まえ「区域を超える社会全体へ貢献するまち」を加えます。

02 基本目標

中野区が目指す環境の姿の実現に向け、これまでの中野区環境基本計画の枠組みを継承しつつ、次の5つの基本目標を設定し、総合的かつ着実に取り組んでいきます。

(1) 脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現と気候変動への適応

気候危機とも言われる気候変動に対する課題認識を区内で共有し、区民、事業者等と連携してこの危機に立ち向かうために行動を起こしていきます。2050年に区内の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現や脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現に向けて、気候変動の緩和策（脱炭素化）と適応策に、区民、事業者と一丸となって取り組んでいきます。また、更なる激甚化等が予想されている気候変動による影響への適応を進め、区民の生命と財産を守るための備えや災害に対する強靭化に取り組みます。

(2) 資源を大切にする循環型社会の実現

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行が国際社会において求められています。資源を可能な限り効率的かつ循環的に利用することで、持続可能な循環型社会※の実現を目指すとともに、特別区の一員として、最終処分場※の延命化のため廃棄物の減量を取り組みます。区民や事業者は、自らが廃棄物の適正処理に関する責任を負っていることを再認識するとともに、日常の経済活動と消費生活などを通じて、限りある資源の有効活用と資源循環の促進に取り組んでいきます。

(3) 快適に暮らせる美しいまちづくり

まちの美化、良好な景観の保全に取り組むとともに、区と区民、事業者等の協働による地域の環境美化活動が継続できるよう必要な支援をすることで、誰もが健康で快適に暮らせる美しいまちづくりを進めていきます。さらに、公害対策に係る法令等に基づく必要な指導等を実施し、安全で衛生的な生活環境を確保します。

(4) みどりや生きものの豊かさを育み、うるおいを生み出すまちの形成

都市が自然環境との調和を図る上で重要な構成要素である公園・道路・河川などのみどりを様々な工夫によって増やし、みどりとみどりをつなぐとともに、植栽の工夫や樹木の適切な管理によるみどりの保全に取り組みます。

区民が様々な場所で、みどりや生きものの豊かさと、みどりによるうるおいとやすらぎを感じられるまちの形成を進めます。

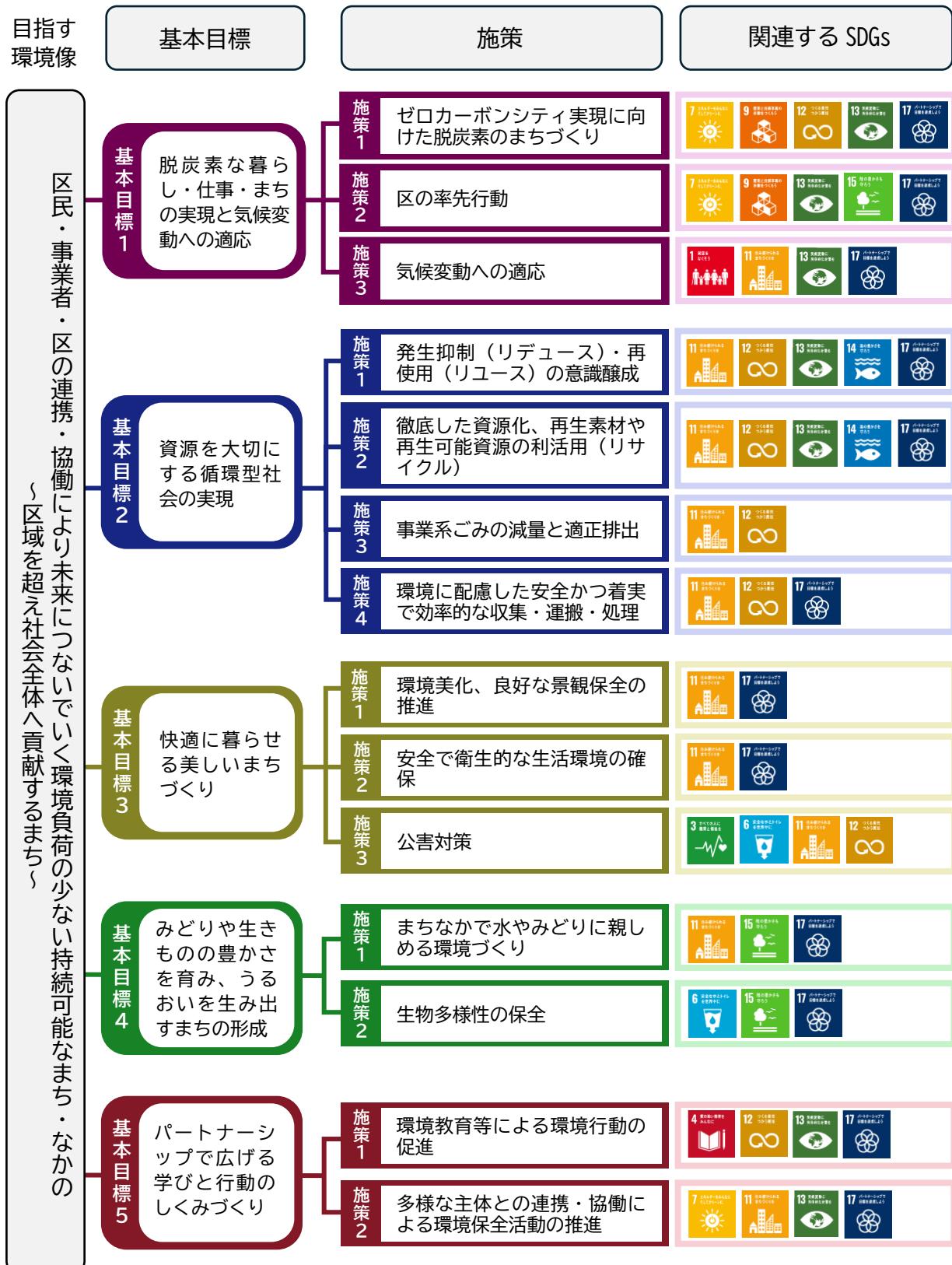
(5) パートナーシップで広げる学びと行動のしくみづくり

環境施策の課題解決に向けては、区民等に対する普及啓発や環境教育を進め、多くの区民がより環境の保全につながる選択をするように行動変容^{*}を促していきます。

区民等の行動変容促進に向けた取組を持続可能なものにしていくためには、区が率先して行動を示すとともに、区内事業者をはじめ、地域で活動する団体、大学等の教育機関などと連携・協働して活動を広げ、区全体で環境行動の意識を醸成していきます。

第3章 基本目標別の施策

01 施策体系



02 施策の展開

施策ページの構成

現状と課題

施策を取り巻く現状と課題を示しています。

施策の方向性

現状と課題を踏まえ、どのように施策を進めていくかを示しています。

施策の指標

施策の進捗や達成状況の目安となる指標と目標値を設定しています。

取組

施策を進めるために取り組む主な内容を示しています。

(参考) 課名は 2025 年度組織に基づき、主な取組を所管する課を記載しています。

主な事業

各取組における主な事業を記載しています。事業の展開があるものには、主な事業名称に◎印を付しています。

事業の展開

上記の主な事業のうち、◎印を付したものについて、計画期間における事業展開を記載しています。

施策1 ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素のまちづくり

現状と課題

- 2023年に開催された COP28 では、1.5℃目標の実現に向け、化石燃料から「脱却」し、長期目標に向けた全体としての進捗を評価する仕組みについて決定されました。その中で、「2030 年までに再生可能エネルギー容量を 3 倍、かつ省エネ改善率を 2 倍にする」という目標に日本も賛同しました。
- EU などでは、省エネ性能の低い既存住宅や建築物に対して省エネ改修を義務づける、大規模建築物に関するエンボディドカーボンの算定を義務づけるなど、先進的な政策が打ち出されており、日本でも検討が進められています。

施策の方向性

- 各地区的まちづくりにおいて地区計画等を定める場合は、脱炭素社会の形成に資する方針等を位置付けることを検討し、地域の実情に合わせた環境配慮の施策誘導を図ります。
- 道路、公園等の都市基盤の整備に当たり、二酸化炭素排出量の少ない設備機器・材料の導入を進めます。さらに、建築物の省エネルギー効果を高め、緑化や舗装表面の改善による熱環境緩和の促進・誘導に努めます。
- 道路ネットワークの整備や駐車場の適切な配置により交通流動の円滑化を図り、人の移動に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減につなげます。

施策の指標

成果指標	単位	現状値【推計】 (2024 年度)	2030 年度 目標値
都市公園面積及び緑化面積の増加による二酸化炭素削減量	t-CO ₂	403	424
省エネルギー・再生可能エネルギー設備の補助による二酸化炭素削減量	t-CO ₂	477	1,862
建物の断熱設備の補助による二酸化炭素削減量	t-CO ₂	2	19

取組① まちづくりにおける脱炭素化

環境課、建築課、まちづくり計画課、まちづくり事業課、中野駅周辺まちづくり課

中野駅周辺や西武新宿線沿線等のまちづくりにおいては、建物の ZEB・ZEH 化や省エネ性能の高い設備の設置、地域冷暖房・建物間熱融通などの面向的なエネルギー利用、再生可能エネルギーの活用等を検討します。

また、まちづくりと一体的に整備される道路等の公共空間や街区の外構部は、環境に配慮された舗装材の使用や省エネルギー型の設備機器の導入、二酸化炭素吸収・緑陰形成につながる緑化等について検討します。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）の改正により、省エネ基準適合義務の対象が拡大されたことを受け、法令に基づく建築確認を円滑に運用します。

建築物再生可能エネルギー利用促進計画を策定し、再生可能エネルギー利用設備の導入を促進する区域を設定します。

(主な事業)

- 建物の断熱化、省エネ化、再エネ利用の促進
- 環境に配慮したまちづくり
- 地区計画、任意のまちづくり計画への脱炭素の取組の位置付け

事業の展開

建物の断熱化、省エネ化、再エネ利用の促進

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
建物再生可能エネルギー利用促進計画の運用【建築課】	運用開始				→

基本目標1

脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現と気候変動への適応

気候危機とも言われる気候変動に対する課題認識を区内で共有し、区民、事業者等と連携してこの危機に立ち向かうために行動を起こしていきます。2050年に区内の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現や脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現に向けて、気候変動の緩和策（脱炭素化）と適応策に、区民、事業者と一丸となって取り組んでいきます。また、更なる激甚化等が予想されている気候変動による影響への適応を進め、区民の生命と財産を守るための備えや災害に対する強靭化に取り組みます。

基本目標の指標

指標項目	基準年度	現状	目標
	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)	令和12年度 (2030年度)
C02排出量 (千t-CO2 ^{**})	1,059	850	570
2013年度比	—	▲19.7%	▲46.2%

まちづくりの全体方針

施策1 ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素のまちづくり

施策2 区の率先行動

施策3 気候変動への適応

ゼロカーボンシティ実現に向けた まちづくりの全体方針

- 今後の区内のまちづくりに関わるあらゆる取組を通じて、環境配慮・脱炭素化の視点を加え、以下の方針に基づき検討し、合意形成を図りながら、実行していきます。

方針① エネルギーの効率的利用の推進

環境部・都市基盤部・まちづくり推進部

二酸化炭素排出量の削減に向け、個々の建築物の省エネルギー性能の向上、再生可能エネルギー※・未利用エネルギー※の活用を促進します。また、複数の建物・街区が連携するエネルギーの面的利用、エネルギーマネジメント※について、導入の検討に努めます。

方針② みどりを活かしたゆとりある環境の形成

環境部・都市基盤部・まちづくり推進部

樹木の循環利用※などによる二酸化炭素吸収を促進するとともに、緑化や舗装面の改善による熱環境緩和を通じて建築物の省エネルギー効果を高めていくため、建物・敷地の緑化、既存の緑の保全、木材利用による二酸化炭素の固定、道路拡幅に合わせた街路樹や植樹帯の整備による連続したみどりの空間形成などを促進します。

方針③ 環境負荷の少ない交通環境の形成

環境部・都市基盤部・まちづくり推進部

環境負荷の少ない公共交通や自転車の利用、歩行による移動がしやすい歩きたくなるまちづくりを進めます。また、道路ネットワークの整備や駐車場の適切な配置により交通流動の円滑化を図り、移動に伴う二酸化炭素の発生を抑制していきます。

施策1 ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素のまちづくり

現状と課題

- 2015年12月に開催されたCOP※21で、「パリ協定」が採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命前から 2°C 未満に抑えること、 1.5°C 未満に抑える努力をすることが共通目標として掲げられました。
- 2023年に開催されたCOP28では、 1.5°C 目標実現に向け、化石燃料※から「脱却」し、長期目標に向けた全体としての進捗を評価する仕組みについて決定されました。その中で、「2030年までに再生可能エネルギー容量を3倍、かつ省エネ改善率を2倍にする」という目標に日本も賛同しました。
- EUなどでは、省エネ性能の低い既存住宅や建築物に対して省エネ改修を義務づける、大規模建築物に関してエンボディドカーボン※の算定を義務づけるなど、先進的な政策が打ち出されており、日本でも検討が進められています。
- 国は、2050年カーボンニュートラルを実現するために、「第7次エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」等を策定し、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入することとし、あわせて脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいくことを打ち出しました。また、「2035年度、2040年度において、温室効果ガス※を2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな目標を掲げました。
- 国は、GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、2023年7月に「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」を策定しました。さらに、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、2025年2月に「GX2040ビジョン」を策定し、より長期的な方向性を示しました。
- 東京都は、2022年に「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 -Fast forward to “Carbon Half”-」を公表、「東京都環境基本計画」を改定し、建築物の断熱や省エネ性能の強化と再生可能エネルギーの導入、都市開発における面的なエネルギー管理、エネルギーの脱炭素化の促進など、各制度の強化を進めています。
- 建物の新設や建替が発生するまちづくりの機会を捉え、環境配慮及び脱炭素化の必要性について区民・事業者の理解を醸成し、対策の実行につなげていくことが必要です。各地区のまちづくりにおいて、環境配慮視点を盛り込むなど、検討を進めていく必要があります。
- 中野区の運輸部門において、二酸化炭素排出量の73%が自動車に起因している一方で、自動車保有台数は減少傾向であり、乗用車は微減しています。

ZEV（プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池※自動車）の導入意向は、区民、事業者とも低い傾向にあります。区民の日常的な移動手段は、公共交通や自転車、徒歩です。

- 自然と歩きたくなるまちづくりを進め、公共交通や自転車の一層の利用促進を図ることで、乗用車の利用を減らし、二酸化炭素排出量の削減を図る必要があります。また、ZEV の普及のための情報提供も重要です。
- 中野区では、民生家庭部門と民生業務部門のエネルギー消費が全体の 8 割以上を占めています。民生家庭部門のエネルギー用途は、照明・家電製品、給湯、暖房が全体の 98%を占めています。民生業務部門における主な排出主体は、事務所ビル・飲食店が 76%を占めています。また、従業者数 100 人未満の事業所が 99%を占めています。
- 民生家庭・民生業務部門の二酸化炭素排出量の大幅な削減に向けては、日常的な省エネ行動に加え、建物の高断熱化、設備機器の高効率化、再生可能エネルギーの利用を促進していくことが必要です。
- 脱炭素と地域課題解決を同時に実現する取組が求められています。二酸化炭素の排出削減とともに、区民の利便性の向上や生活の質の向上、区民ニーズへの対応を同時に実現することで、区民の環境行動への意識も一層高まることが期待されます。
- 2025 年 2 月に国が掲げた「2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73% 削減することを目指す」目標は、2030 年以降も区としてたゆまぬ努力が求められる目標です。

施策の方向性

- 各地区のまちづくりにおいて地区計画※等を定める場合は、脱炭素社会の形成に資する方針等を位置付けることを検討し、地域の実情に合わせた環境配慮の施策誘導を図ります。
- 道路、公園等の都市基盤の整備に当たり、二酸化炭素排出量の少ない設備機器・材料の導入を進めます。さらに、建築物の省エネルギー効果を高め、緑化や舗装面の改善による熱環境緩和の促進・誘導に努めます。
- 道路ネットワークの整備や駐車場の適切な配置により交通流動の円滑化を図り、人の移動に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減につなげます。
- 区民一人ひとり、個々の事業者による、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、持続可能な資源利用など、暮らし、事業活動の脱炭素化に向けた意識を醸成し、行動変容を促進します。
- 2030 年度目標の達成のみならず、さらに先の目標を見据えて取り組んでいきます。

施策の指標

成果指標	単位	現状値【推計】 (2024年度)	2030年度 目標値
都市公園面積及び緑化面積の増加による二酸化炭素削減量	t-CO ₂	403	424
省エネルギー・再生可能エネルギー設備の補助による二酸化炭素削減量	t-CO ₂	477	1,862
建物の断熱設備の補助による二酸化炭素削減量	t-CO ₂	2	19

取組① まちづくりにおける脱炭素化

環境課、建築課、まちづくり計画課、
まちづくり事業課、中野駅周辺まちづくり課

中野駅周辺や西武新宿線沿線等のまちづくりにおいては、建物のZEB※・ZEH※化や省エネ性能の高い設備の設置、地域冷暖房・建物間熱融通※などの面的なエネルギー利用、再生可能エネルギーの活用等を検討します。

また、まちづくりと一体的に整備される道路等の公共空間や街区の外構部は、環境に配慮された舗装材の使用や省エネルギー型の設備機器の導入、二酸化炭素吸収・緑陰形成につながる緑化等について検討します。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）の改正により、省エネ基準適合義務の対象が拡大されたことを受け、法令に基づく建築確認を円滑に運用します。

建築物再生可能エネルギー利用促進計画を策定し、再生可能エネルギー利用設備の導入を促進する区域を設定します。

（主な事業）

- ◎建物の断熱化、省エネ化、再エネ利用の促進 ○環境に配慮したまちづくり
- 地区計画、任意のまちづくり計画への脱炭素の取組の位置付け

取組② 都市基盤整備における脱炭素化

道路建設課、公園課

道路、公園の新設、改修に際しては、熱環境緩和に資する対策の導入、環境に配慮された舗装材（透水性舗装など）や低炭素材料等の利用を推進します。

道路、公園などの公共施設の整備においては、二酸化炭素吸収及び緑陰形成を通じた熱環境緩和に寄与する緑化を推進します。

適切な樹木の維持管理を行うとともに、植樹等を行う際は樹種ごとの二酸化炭素吸収も参考に樹木を選定します。

(主な事業)

- 道路・公園等における熱環境緩和・緑化の推進
- 道路整備における低炭素材料利用の推進

取組③ 交通手段や移動における脱炭素化

地域包括ケア推進課、都市計画課、道路建設課、交通政策課、まちづくり計画課、まちづくり事業課、中野駅周辺まちづくり課

徒歩による移動がしやすい歩きたくなるまちづくりを進めるとともに、公共交通への利用転換の意識啓発や、二酸化炭素排出量が少ない次世代モビリティ※の活用検討等により、公共交通等の利用を促進します。

自転車通行空間や、駐車施設等の自転車利用環境整備を進め、環境負荷の少ない交通手段である自転車の利用を促進します。

(主な事業)

- 自転車利用環境の整備
- 公共交通の利用促進
- 歩きたくなるまちづくり

取組④ 区民・事業者の脱炭素化に向けた行動促進

産業振興課、環境課、ごみゼロ推進課、清掃事務所

省エネ行動、食品ロス※の削減、資源回収の促進のため、区民等への普及啓発を進め、行動変容を促進します。

住宅、事業所などの個々の建物単位で、脱炭素化を進めるため、省エネルギー・再生可能エネルギー・断熱設備の導入支援や再生可能エネルギー電源の調達に関する情報提供を行います。

事業所における対策に関する情報提供と経営改善に係る相談を実施するとともに、中野区産業経済融資の中に SDGs（環境系）の取組を行う事業者への優遇制度を設けることを検討します。

区民の利便性向上と、環境行動への意識向上を同時に実施します。

(主な事業)

◎脱炭素化に向けた環境配慮行動の実践促進 ◎再生可能エネルギーの利活用促進

○省エネ性能を向上させる設備導入等の促進 ○SDGs（環境系）融資制度の検討

事業の展開

建物の断熱化、省エネ化、再エネ利用の促進

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
建築物再生可能エネルギー利用促進計画の運用【建築課】	運用開始				→

自転車利用環境の整備

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
自転車駐車場整備【交通政策課・中野駅周辺まちづくり課】	中野三丁目自転車駐車場整備		鍋横自転車駐車場再整備完了		

公共交通の利用促進

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
新技術を活用した移動の活性化 【交通政策課】	MaaS※システム構築検討・実証実験				→
新たなモビリティの導入【交通政策課】	導入検討	→	実証実験	→	

脱炭素化に向けた環境配慮行動の実践促進

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
LCA※に配慮した行動等の浸透 【環境課】	カーボンフットプリント等の周知				→
(仮称) 気候区民会議 【環境課】	実施				→
(仮称) 環境行動ポイント【環境課・ごみゼロ推進課】	実施				→

再生可能エネルギーの利活用促進

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
再生可能エネルギー電源の調達に関する普及啓発【環境課】	事業者向け再生エネルギーの実施				→
再生可能エネルギー設備等導入支援 【環境課】	補助事業の拡充				→

施策2 区の率先行動

現状と課題

- 区は率先して、事務事業におけるエネルギー使用量の低減に努める必要があります。また、区が率先して脱炭素に向けた様々な取組を行うことにより、個々の区民、事業者の意識を醸成し、行動変容につなげていく必要があります。
- 脱炭素社会の実現に向けて率先して行動する職員を育成する必要があります。
- 国内の森林における造林の安定的かつ持続的な循環と、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に貢献するため、建築物等における木材利用を推進することが求められています。

施策の方向性

- 区は、区有施設の ZEB・ZEH-M[※]化、再生可能エネルギー電力への切替、省エネ・再生可能エネルギー設備の拡充、庁有車の ZEV 化等、脱炭素化の取組を区役所において率先して進めます。
- 区有施設のエネルギー使用量の適正化を推進するとともに、環境配慮・脱炭素の取組をさらに進めるため、全職員の環境リテラシーを継続的に向上させ、知識やマインドの底上げを図ります。
- 樹木の循環利用などによる二酸化炭素吸収の促進や、公共建築物等における木材利用による二酸化炭素の固定化^{*}などを図るとともに、カーボン・オフセット^{*}事業を継続し、中野の森プロジェクトを推進します。

施策の指標

成果指標	単位	現状値 (2024 年度)	2030 年度 目標値
区の事務事業から排出される温室効果ガス排出量	t-CO ₂	11,377.6	8,007.5
2013 年度 (16,965.3 t-CO ₂) 比	%	▲32.9	▲52.8

取組① 再生可能エネルギーの利用拡大

施設課、環境課、関係各課

区有施設において再エネ設備の導入を促進するとともに、中野区電力調達方針に基づき、区有施設で使用する電気について、再生可能エネルギー100%の電力調達を推進します。

(主な事業)

- ◎太陽光発電システム等の設備導入 ○再エネ電力への切替

取組② 区有施設の ZEB・ZEH-M 化及び省エネルギー化並びに ZEV 導入の推進

資産管理活用課、施設課、環境課、公園課、関係各課

区有施設の新築、改築に際しては ZEB・ZEH-M を原則とするなど、エネルギー消費性能の向上に資する設備を導入します。

また、大規模改修時には、建築物の熱負荷の低減、最新の省エネ設備の導入等により、エネルギー消費性能の向上を図るため、東京都財務局が定める「省エネ・再エネ東京仕様」に示す技術項目を参考に、施設の特性等に応じて導入を検討します。

庁有車については、適正な管理、車両の適切な更新を推進します。車両の購入やリースにあたっては、電気自動車等の走行時に二酸化炭素を排出しない自動車への切替を推進するとともに、電気自動車等を使用するために必要な充電設備等の整備を進めます。

(主な事業)

- ◎区有施設の ZEB・ZEH-M 化の推進 ○区有施設における省エネルギー化の推進
- 庁有車からの二酸化炭素排出量の削減

取組③ 職員の環境配慮行動の促進

契約課、デジタル政策課、環境課

中野区環境マネジメントシステム※の運用により、継続してエネルギーや紙の使用量及び廃棄物の排出量を削減し、二酸化炭素排出量の削減を進めます。また、グリーン購入※等のエコオフィス活動※を推進し、業務における省資源及び環境負荷低減を図る取組を進めます。

(主な事業)

- ◎環境配慮行動の実践 ○環境マネジメントシステムの運用
- デジタルシフト※による脱炭素化

取組④ 森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化

環境課、関係各課

公共建築物等において積極的に木材を使用し、建築物の木造化、内装等の木質化、木製品の活用等を図ります。

里・まち連携自治体に整備されている「中野の森」で得られる二酸化炭素の吸収量によるオフセットを実施するとともに、整備した森林による二酸化炭素吸収分のJ-クレジット※を購入し、森林整備を支援します。

(主な事業)

- 木材利用の推進 ○カーボン・オフセット

事業の展開

太陽光発電システム等の設備導入

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
既存施設における創エネ設備導入【環境課】	ポテンシャル調査の実施	対象施設選定及び導入計画検討	設置開始		→

区有施設のZEB・ZEH-M化の推進

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
脱炭素社会の実現に向けた区有施設整備方針の推進【環境課】	改定	推進	→		

区有施設における省エネルギー化の推進

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
区有施設の設備更新に伴う省エネ設備への切替（利用実態のない施設等は除く）【施設課】	区有施設の照明 LED化率 84%	区有施設の照明 LED化率 88%	区有施設の照明 LED化率 92%	区有施設の照明 LED化率 96%	区有施設の照明 LED化率 100%

環境配慮行動の実践

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
人材育成の推進【環境課】	全職員向け研修の実施	→			

施策3 気候変動への適応

現状と課題

- 東京の猛暑日※は、2023年に過去最多の22日、2024年に20日の記録がありました。2023年の都内における熱中症による救急搬送件数は、過去5年間で最も多い7,112人でした。
- 区民の熱中症に対する意識を高め、熱中症予防行動につながるよう、引き続き啓発を進めていく必要があります。
- 気候変動に伴い、ゲリラ豪雨等による災害を始めとした様々なリスクが高まっています。

施策の方向性

- 気候変動の緩和策（脱炭素の取組）とあわせて、熱中症対策や気候変動により激甚化する災害への対策など、適応策についても積極的に取り組みます。
- 最新の情報収集に努め、課題に対する十分な検討と対策を行うとともに、区民が必要とする情報を適切に提供していきます。

施策の指標

成果指標	単位	現状値	2030 年度 目標値
気候変動適応策に取り組んでいる区民の割合	%	—	向上

取組① 暑熱環境対策

地域包括ケア推進課、保健予防課、環境課、施設所管課

熱中症を予防するために、外出時、涼をとれる施設の利用などで暑さを避けることや、自宅等でエアコンを適切に使用すること、こまめな水分補給を行うことなど、対応策の普及啓発を行います。

(主な事業)

- 熱中症予防の普及啓発 ○熱環境緩和策の周知 ○公共施設における熱中症対策
- 高齢者向け熱中症予防事業 ○外出時、涼をとれる施設の利用促進

取組② 自然災害へのリスクの低減

防災危機管理課、道路管理課

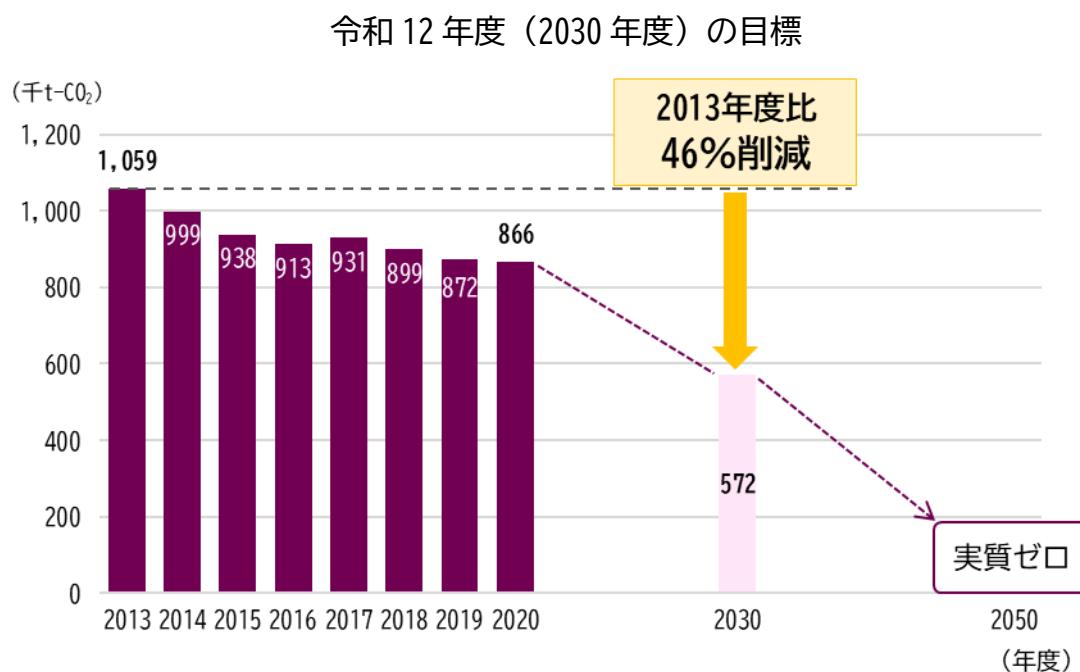
様々な機会を通じて、自助・共助を育み、防災に関する知識等の普及啓発を行うとともに、近年の都市型水害による被害を軽減するため、河川及び下水道の整備を推進するとともに公共施設や大規模民間施設等の新築等に伴う雨水流出抑制施設の設置指導を行い、水害に強い都市基盤整備を推進します。

(主な事業)

- 風水害対策情報の発信 ○災害対応体制の整備 ○雨水流出抑制施設の設置指導

ゼロカーボンシティ実現に向けた 二酸化炭素排出削減量の見込み

- 2050 年に二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け令和 12 年度（2030 年度）において二酸化炭素排出量を平成 25 年度（2013 年度）比 46% 削減を目指します。
- 2025 年 2 月に国が掲げた「2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73% 削減することを目指す」目標は、2030 年以降も区としてたゆまぬ努力が求められる目標です。
- 2030 年度目標の達成のみならず、さらに先の目標を見据えて取り組んでいきます。



（1）目標達成に必要な削減量

今後新たな対策を実施しなかった場合に排出される令和 12 年度（2030 年度）の中野区の二酸化炭素排出量（BAU：現状すう勢ケース¹）の推計結果は 902 千 t-CO₂ になりました。

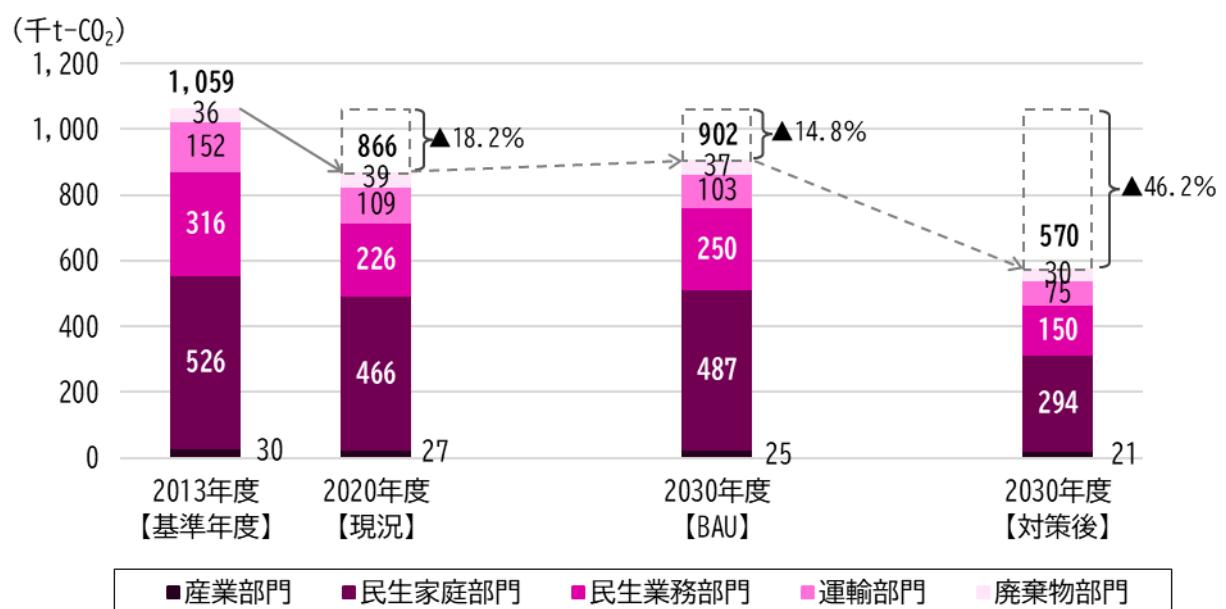
¹ BAU（現状すう勢ケース）：温室効果ガス排出量の算定式を構成する①活動量（人口、業務系建築物床面積等）、②エネルギー消費原単位（活動量当たりのエネルギー消費量）、③炭素集約度（電気、ガス等の排出係数）のうち、②エネルギー消費原単位及び③炭素集約度の値は変化しないと仮定して算出する推計値。

これに、発電量に占める再生可能エネルギーの割合の拡大による電力排出係数※の変化（※1）に伴う削減効果、実行の確実性が高い国及び東京都の施策の効果（法令に基づく規制誘導や、産業界による供給目標設定がなされている対策など※2）を見込んだ排出量は604千t-CO₂（2013年度比▲42.9%）となります。

2030年度の目標（排出量572千t-CO₂）を達成するためには、さらに32千t-CO₂を区の取組によって削減する必要があります。現時点での算定可能な区の取組による削減効果の見込みは34千t-CO₂であり、排出量は570千t-CO₂となることから、目標を達成する見込みです。

今後の技術革新等の社会動向を注視しながら、新たな取組等による更なる削減を目指します。

■令和12年度（2030年度）のBAUと対策後の排出量



部門	平成25年度 (2013年度)	令和12年度 (2030年度) BAU	令和12年度(2030年度)目標	
			排出量	2013年度比
産業部門	30	25	21	▲30.0%
民生家庭部門	526	487	294	▲44.1%
民生業務部門	316	250	149	▲52.8%
運輸部門	152	103	75	▲50.7%
廃棄物部門	36	37	30	▲16.7%
その他（吸収）			▲0.4	—
合計	1,059	902	570	▲46.2%

■削減効果の見込み

		削減効果の見込み (t-CO ₂)	関連する部門
電源構成の変化による削減見込み（※1）		247,056	産業 民生家庭 民生業務 運輸
国の施策（※2）	建築物の省エネルギー化（新築）	9,394	民生業務
	住宅の省エネルギー化（新築）	21,822	民生家庭
	次世代自動車の普及、燃費改善	13,469	運輸
東京都の施策（※2）	中小規模新築建物への太陽光発電設置	6,428	民生家庭
	小計	298,169	
区の施策（※3）			
取組	算定事業		
基本目標1 施策1 ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素のまちづくり			
まちづくりにおける脱炭素化	中野駅周辺まちづくりにおける対策促進	4,649	民生業務 民生家庭
	道路・公園等における緑化の推進	424	吸収 民生家庭
区民・事業者の脱炭素化に向けた行動促進	省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入支援	1,862	民生家庭
	再生可能エネルギー電源の調達に関する情報提供	11,433	民生家庭
	建物の断熱設備の導入支援	19	民生家庭
	講座・イベント等の開催 脱炭素に貢献した取組に対する表彰	7,630	民生家庭
	国・都の取組の情報提供		
基本目標1 施策2 区の率先行動			
再生可能エネルギーの利用拡大	区有施設の再生可能エネルギー電力への切替	452	民生業務
	公園灯のLED化	102	民生業務
区有施設のZEB・ZEH化及び省エネルギー化並びにZEV導入の推進	区有施設のZEB・ZEH化	479	民生業務
	庁有車の電気自動車等への切替	22	民生業務
森林による二酸化炭素の吸收作用の保全及び強化	カーボン・オフセットの推進	152	民生業務
基本目標2 施策1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の意識醸成			
食品ロスの削減	食品ロスの削減	789	廃棄物
基本目標2 施策2 徹底した資源化、再生素材や再生可能資源の利活用（リサイクル）			
効率的な資源化の推進	資源回収の促進	6,704	廃棄物
	小計	34,717	
	合計	332,886	

※1 電力排出係数の変化の数値見込み

電力排出係数の変化の数値見込みは、2020 年度排出係数 0.434kg-CO₂/kWh（出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）が、2030 年度に国全体で想定される排出係数 0.25kg-CO₂/kWh（出典：「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」）になるものと見込み、減少率 42.4%とした。

※2 国及び東京都の施策による削減効果の見込み

法令に基づく規制誘導や、産業界による供給目標設定がなされている対策など、実行の確実性が高い施策の効果を見込んだ。

※3 区の施策による削減効果の見込み

二酸化炭素排出削減に直接的に結びつき、算定可能な事業を抽出して算定した。

（2）年度ごとに二酸化炭素排出削減量を算定できる事業

削減効果を示した算定事業のうち、次の事業は基本目標1の各施策において事業の展開を示した事業とあわせて進捗管理を行うとともに、社会動向等も注視しながら実行していきます。

算定事業	削減量の見込み (t-CO2)						
	2024 (実績 推計)	2025	2026	2027	2028	2029	2030
公園灯のLED化※1	23	49	75	102	102	102	102
道路・公園等における緑化の推進※1	403	408	412	415	419	421	424
省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入支援※1	477	532	798	1,064	1,330	1,596	1,862
建物の断熱設備の導入支援※1	2	5	8	11	14	16	19
食品ロスの削減※2	1,156	225	338	451	564	676	789
資源回収の促進※2	4,951	1,915	2,873	3,831	4,789	5,746	6,704
カーボン・オフセットの推進※3	168	152	152	152	152	152	152

※1 整備後、毎年度継続して削減効果が見込める取組。

※2 ごみを燃やす際に発生する二酸化炭素排出量を削減する取組。毎年度継続して取り組み、実績の向上を目指す必要がある。

※3 中野の森で得られる二酸化炭素の吸収量+オフセット・クレジット (J-VER) 購入分。

基本目標2

資源を大切にする循環型社会の実現

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行が国際社会において求められています。資源を可能な限り効率的かつ循環的に利用することで、持続可能な循環型社会の実現を目指すとともに、特別区の一員として、最終処分場の延命化のため廃棄物の減量に取り組みます。区民や事業者は、自らが廃棄物の適正処理に関する責任を負っていることを再認識するとともに、日常の経済活動と消費生活などを通じて、限りある資源の有効活用と資源循環の促進に取り組んでいきます。

基本目標の指標

指標項目	現状	目標
	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
区民1人1日あたりのごみ排出量 (単位:g)	425	400

施策1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の意識醸成

施策2 徹底した資源化、再生素材や再生可能資源の利活用 (リサイクル)

施策3 事業系ごみの減量と適正排出

施策4 環境に配慮した安全かつ着実で効率的な収集・運搬・処理

施策1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の意識醸成

現状と課題

- 世界的な人口増加・経済成長・消費拡大による将来的な資源制約や、廃棄物量の増加、海洋プラスチックごみ※問題等の環境問題の深刻化など経済社会の変化に伴い、サーキュラーエコノミーへの移行が求められています。また、地球の環境収容量を超えない領域でのウェルビーイング（個人の権利や自己実現が保障され身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること）に焦点を当てた経済活動が重要視されています。
- 国は、2024年に国家戦略として「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめました。
- 東京都は、2022年に「東京都環境基本計画」を改定し、リデュースやリユースを組み込んだ新たなビジネスや、革新的なリサイクル技術のビジネス化を支援し、リサイクルシステムのレベルアップを促進していくことでサーキュラーエコノミーへ移行していくこととしています。
- 中野区では、収集したごみを清掃工場に運び最終処分場に埋め立てをしています。清掃工場を持っていない中野区ではより資源化を進めごみ量を減らし、最終処分場の延命化を図る必要があります。
- 限りある資源を有效地に活用することがエネルギー消費を減らし、資源の節約につながります。区民・事業者が日常的にごみを生み出さない暮らしや事業活動に努め、資源を含めた「不用物総量※」そのものを減らす必要があります。
- 食品ロスは、食料資源のみならず、生産、加工、運搬のために消費したエネルギーも無駄になります。さらに、廃棄のためにもエネルギーを消費し、温室効果ガスの排出、廃棄物の埋め立て処理など、様々な環境問題にもつながるため、食品ロス削減を推進していく必要があります。
- リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R※は優先順位があり、環境負荷が少ないものから取り組む必要があります。

施策の方向性

- リデュースを第一に意識・行動し、次にリユースを積極的に実施する区民や事業者を増やすため、区民等の意識醸成に取り組み、行動変容につなげていきます。
- リデュースのうち食品ロスの削減については、持続可能な取組とするため、飲食店や大学等との連携をさらに強化していきます。

施策の指標

成果指標	単位	現状値 (2024 年度)	2030 年度 目標値
区民1人1日あたりの不用物総量	g	584	545
食べ物を無駄にしないようにしている区民の割合	%	68.4	90

取組① 不用物総量の減量促進

ごみゼロ推進課

区民や事業者がライフスタイルや事業のあり方を見直し、日常的に不用物を生み出さない暮らしや事業活動が営まれるまちにしていけるよう、様々な事業や取組を通じて幅広く啓発を行い、意識の醸成を図ります。

(主な事業)

- 不用物総量の減量普及啓発

取組② 食品ロス削減の推進

ごみゼロ推進課

食品ロス削減への理解を促進するために情報発信・普及啓発の充実と学校教育を通じた取組を推進するとともに、区内大学・事業者と連携した事業を実施します。

(主な事業)

- 区内事業者・大学等と連携した食品ロス削減事業

取組③ リユースの促進

ごみゼロ推進課

リサイクル展示室におけるリユース家具の展示・提供やリユース古着の展示・提供イベント等による、区民のリユースの意識が向上するような啓発を実施していきます。

(主な事業)

- リユース促進のための普及啓発事業

事業の展開

区内事業者・大学等と連携した食品ロス削減事業

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
食品ロス削減協力店と連携したイベントの実施【ごみゼロ推進課】	検討	実施			→

施策2

徹底した資源化、再生素材や再生可能資源の利活用 (リサイクル)

現状と課題

- 限りある資源の有効活用と資源循環の促進のため、リデュース、リユースを最大限に実施した上で、排出する必要があるものはできる限りリサイクルする必要があります。
- リサイクルに関しては、それぞれの対象品目ごとにリサイクルを促進するためのルールや事業者の義務などが法律で定められています。
- 2022年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。プラスチック製品の設計から廃棄まで、ライフサイクル全体で資源循環を促進することを目的としており、プラスチックの使用量削減、再利用・リサイクルの推進、そして海洋プラスチックごみ問題への対応などが盛り込まれています。
- 中野区において、ごみ量は減少傾向にありますが、燃やすごみの中には、プラスチック類や紙類など資源として活用できるものの混入が依然としてみられます。
- 燃やすごみの中の資源化可能物の混入率を極力減らすため、資源等の分別ルールや適正な排出方法の周知・啓発に継続して取り組む必要があります。また、資源とごみに関する慣習等が異なる地域からの転入者など丁寧な周知が必要な区民や、資源とごみの出し方に関心の薄い区民に向けた効果的な情報発信に取り組む必要があります。

施策の方向性

- リサイクルがさらに進むよう、資源等の分別ルールや適正な排出方法についてすべての区民に対して、丁寧かつ効果的な情報発信に取り組みます。

施策の指標

成果指標	単位	現状値 (2024 年度)	2030 年度 目標値
燃やすごみの中の資源化可能物の混入率	%	28.3	22.3

取組① 適正排出の推進、不法投棄対策

ごみゼロ推進課、清掃事務所

効率的な資源化を行うため、区民・事業者等との連携による排出方法の普及啓発活動やパトロールの実施等により、効果的な排出指導を行い、正しいごみの分別と適正排出を促進します。

また、集積所等に設置した監視カメラの活用により、引き続き不法投棄や不適正排出等の問題を抱える集積所を減らすよう努めます。

(主な事業)

- 資源とごみの分別ルールの周知・啓発
- 区民・事業者への排出指導

取組② 効率的な資源化の推進

ごみゼロ推進課、清掃事務所

資源回収やごみから資源を取り出すことにより、様々な品目の資源化を実施するとともに、新たに資源化が可能な品目について調査しながら、一層環境負荷の低減に配慮した資源化を目指します。

(主な事業)

- 金属系粗大ごみ、陶器・ガラス・金属ごみの資源化
- 資源プラスチックの回収
- 資源の拠点回収（びん・缶・ペットボトル等）
- 資源の集団回収（古紙・古布）

事業の展開

金属系粗大ごみ、陶器・ガラス・金属ごみの資源化

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
陶器・ガラス・金属ごみの資源化 【ごみゼロ推進課】	拡充				→

施策3 事業系ごみの減量と適正排出

現状と課題

- 区が実施した排出原単位調査による推計では、区が収集するごみの約3割は事業者から排出されたものです。
- 排出事業者は、事業活動で生じたごみを自ら責任をもって処理する必要があります。しかし、事業系ごみの収集許可を受けた事業者に委託する動きはなかなか進んでいません。
- やむを得ず区の収集に出す事業者に対して、区は、適正排出の厳格化とさらなるごみ減量を求めていく必要があります。

施策の方向性

- 排出事業者に対して、排出事業者処理責任の原則に基づき、区の収集によらず、事業系ごみの収集許可を受けた事業者への収集委託を促していきます。
- 事業者に対して適切な指導を行い、減量・資源化の推進及び適正排出の促進に取り組みます。
- 大規模事業者に対しては、ごみ減量・リサイクルに対する一層の意識啓発等を行います。

施策の指標

成果指標	単位	現状値 (2024年度)	2030年度 目標値
廃棄物管理責任者講習会参加率	%	94.1	100

取組① 小規模事業者に対する適切な指導と普及・啓発

ごみゼロ推進課、清掃事務所

事業系廃棄物収集届出制度※を活用するなど、事業系有料ごみ処理券の未貼付や不適正排出に対する指導を徹底して行います。

また、小規模事業者の資源・ごみの排出に対する支援策を検討します。

(主な事業)

○事業系廃棄物の適正排出の促進 ○小規模事業者への支援

取組② 大規模事業者に向けた排出事業者処理責任の強化

清掃事務所

大規模事業用建築物への立ち入り調査を行うとともに、大規模事業者からの再利用計画書※を活用するなど、事業者におけるごみ減量・リサイクルに対する意識啓発を推進します。

(主な事業)

○大規模事業用建築物への適正排出の促進

事業の展開

事業系廃棄物の適正排出の促進

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
事業系廃棄物収集届出制度の運用【ごみゼロ推進課、清掃事務所】	基準等の見直し検討	事業者への周知	新基準での運用開始		→

施策4 環境に配慮した安全かつ着実で効率的な収集・運搬・処理

現状と課題

- 様々な変化に対応し、効率的かつ環境負荷を抑えたごみの収集を継続する必要があります。
- 区民が排出するごみ等の中に有害物や危険物等が混入すると、ごみの収集、資源回収の安全が確保できずに作業員の負傷につながることや、火災等により清掃工場が機能停止する可能性があります。
- 区内は、狭い道路※が多く、ごみや資源の収集・運搬の際に小型車両しか進入できないなどの地域特性があります。
- 中野区は、全国や東京都全体と比べて、高齢者人口に対する一人暮らし高齢者の割合が高いです。今後さらに増加が見込まれる高齢者が、安心して暮らし続けられるよう、見守りや配慮が必要です。
- 災害廃棄物について、近年の大規模災害後の状況においては、廃棄物の処理完了までの期間が相当の長期に及んでおり、発災後の円滑・迅速な処理が重要です。

施策の方向性

- 今後、清掃車両の電気自動車等の導入に向けては、技術革新の状況を注視するとともに、環境負荷を抑えたごみの収集と効率的な収集体制の両立に向けて継続して検討します。
- 有害物や危険物等の混入防止に向けて継続して区民等への周知・啓発を行い、ごみの収集、資源回収を日々安全かつ着実に実施していきます。また、配慮が必要な区民に対して適切な収集を実施します。
- 災害時等において、区民、事業者が適切に廃棄物を排出できるよう、区の収集体制を整備するとともに、速やかな復旧、復興に向けて平時から災害時の廃棄物の出し方等の周知を進めます。

施策の指標

成果指標	単位	現状値 (2024)	2030 年度 目標値
ごみ収集車両の火災発生件数	件	0	0

取組① 安全・着実かつ環境負荷を抑えたごみの収集と資源回収の実施

ごみゼロ推進課、清掃事務所

狭あい道路が多いため、ごみや資源の収集・運搬の際には、軽小型貨物車※などを活用しながら、環境負荷の低減と効率的な収集の両立を進めます。

また、リチウムイオン電池※などの火災の危険性があるものや水銀が含まれている製品の分別の徹底と正しい出し方を周知します。さらに、パソコンや家電 4 品目※などは事業者の責任で自主的に回収するものであり、区では回収できること、事業者による回収方法などを積極的に周知していきます。

(主な事業)

○有害物、危険物等のごみへの混入の防止 ○環境負荷の低減と効率的な収集体制の両立

取組② 地域特性に応じた収集サービスの展開

清掃事務所

高齢や障害のため自らごみを集積所まで持ち出すことが困難であり、かつ身近な人の協力を得られない世帯を対象に訪問収集を継続実施します。地域での高齢者の見守り活動をさらに充実させていくため、訪問収集を通じて、希望者に安否確認を目的とした「声かけ」を行います。

(主な事業)

○訪問収集の実施

取組③ 非常時の対応力強化

ごみゼロ推進課、清掃事務所

今後発生が予想される大規模地震や風水害等の大規模災害に備え、2021年3月に策定した「中野区災害廃棄物処理計画」に基づき、平時から、23区や清掃一組、東京都、そして関係機関等との間で協力・連携体制を構築します。

また、発災後は同計画に基づき速やかに「中野区災害廃棄物処理実行計画」を策定し、他の実施主体等との連携・協力により、災害によって発生した大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理します。

さらに、退蔵品※の処分など区民が取り組める大規模地震や風水害等の対策についても周知・啓発に取り組みます。

(主な事業)

○区民への事前周知 ○災害廃棄物処理体制整備

事業の展開

有害物、危険物等のごみへの混入の防止

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
リチウムイオン電池の回収【清掃事務所】	回収場所の拡充				→

基本目標3

快適に暮らせる美しいまちづくり

まちの美化、良好な景観の保全に取り組むとともに、区と区民、事業者等の協働による地域の環境美化活動が継続できるよう必要な支援をすることで、誰もが健康で快適に暮らせる美しいまちづくりを進めていきます。さらに、公害対策に係る法令等に基づく必要な指導等を実施し、安全で衛生的な生活環境を確保します。

基本目標の指標

指標項目	現状	目標
	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
住まい周辺の生活環境について「景観や街並みについて」を「よい評価」とした区民の割合 (単位：%)	73.9	80

施策1 環境美化、良好な景観保全の推進

施策2 安全で衛生的な生活環境の確保

施策3 公害対策

施策1 環境美化、良好な景観保全の推進

現状と課題

- 中野区では、区内全域でポイ捨てを禁止し、中野駅周辺を路上喫煙禁止地区として指定しています。
- 吸い殻や空き缶などのポイ捨てのない、きれいなまちをめざして、地域の環境美化活動を推進する必要があります。
- 区民が自らまちを大切にしていきたいと思い、主体的に環境美化活動に取り組むきっかけづくりを行っていくことも重要です。
- 中野区の個性となる魅力ある街並みとして賑わい・憩い・安らぐことができる空間形成を創出する必要があります。

施策の方向性

- 日常生活において環境美化に対する意識が高まるよう、啓発活動を行うとともに、区民や事業者との協働による美化活動を推進していきます。
- 地域の特性や資源を活かした中野区らしさを演出する景観誘導や、身近な文化・芸術などの中野ならではの魅力向上を図り、まちの美化につながる基盤づくりに取り組みます。

施策の指標

成果指標	単位	現状値 (2024年度)	2030年度 目標値
ごみゼロデー（クリーンキャンペーン）※の参加団体数	団体	16	19

取組① まちの美化活動の推進

環境課、公園課

まちの環境美化への意識を醸成するため、ごみの持ち帰りを促す標語の掲示等による啓発を進めます。

また、町会・自治会をはじめ各種団体等との連携による美化清掃活動の推進のため、必要な支援をします。

(主な事業)

- ポイ捨て対策 ○地域団体等と連携した美化清掃活動
- 区民団体による公園内等の花壇づくり及び清掃・除草活動の認定

取組② まちの美化に資する基盤づくり

文化振興・多文化共生推進課、都市計画課

良好な景観の形成及び周辺と調和した景観形成に配慮したまちづくりや身近な文化・芸術を広げる取組などを進め、まちのにぎわいや魅力向上とともに、区民の地域美化の意識醸成を図ります。

(主な事業)

- 活気やにぎわい、地域の個性を生みだす景観形成
- 日常かつ身近に感じる文化芸術の推進

施策2 安全で衛生的な生活環境の確保

現状と課題

- 物品の蓄積や放置、動物への衛生上問題のある給餌などにより、周辺地域の生活環境に支障が及んでいるという相談件数は年間 10 件程度あり、早期の解消が求められます。
- 長期にわたって解決が図られていない事案は、所有権の整理や本人意思などの事情により進展が図られない場合があります。
- 1 年以上居住実態がなく状態の悪い空き家は、周辺の生活環境を脅かすため対策が必要です。空き家対策は相続などが複雑に関わるため、関係機関と連携した取組が必要です。
- アライグマやハクビシンなどによる健康被害発生の恐れがあるため、これら衛生害虫・害獣等への対策が必要です。

施策の方向性

- 「中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例」に基づき必要な指導を行うとともに、根本的な問題の解決にあたって福祉的支援等が必要となる場合もあることから、関係機関との連携を強化するなど、多角的なアプローチを通じて生活環境の改善を図り、早期の解決に向けて取り組んでいきます。
- 防犯、防災や衛生上のリスク等の低減のため、空き家の適正管理を推進します。関係機関と連携し、管理不全な状態が継続している空き家については、除却や建替え等を誘導するとともに、空き家の発生予防にも取り組んでいきます。
- 引き続き、衛生害虫・害獣等の適正防除に取り組みます。

施策の指標

成果指標	単位	現状値 (2024 年度)	2030 年度 目標値
長期間（1 年以上）継続している物品等の蓄積等による不良な生活環境に係る事案数	件	8	0

取組① 物品の蓄積等による不良な生活環境の解消

環境課

私有地等における物品の蓄積等による不良な生活環境を解消するため、条例の趣旨にのっとり、良好な生活環境を確保します。

(主な事業)

- 物品の蓄積等による不良な生活環境への対策

取組② 管理不全な空き家等対策の推進

住宅課

民間事業者等との連携により、利活用の促進や相続問題に関する相談体制の整備など、意識啓発や情報提供により空き家の発生予防に努めます。あわせて、空き家のデータベースを適切に管理・更新していくとともに、管理不全な老朽空き家については、所有者を特定し、周囲に危険が及んでいる状態にあるものは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく手続により除却へと導くなど、空き家の適正な管理を促していきます。

(主な事業)

- 空き家対策

取組③ 衛生害獣対策の推進

生活衛生課

衛生害虫・害獣等に対する区民の自主防除を促進するとともに、衛生害虫の防除相談やハクビシン等の駆除事業を行います。

(主な事業)

- アライグマ・ハクビシンの被害対策
- 自主防除普及啓発事業

事業の展開

空き家対策

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
管理不全空家等対策 【住宅課】	管理不全 空家等の 制度の運用				→

施策3 公害対策

現状と課題

- 高度経済成長期に社会問題となった、水質の汚濁、土壤の汚染、地盤沈下等の公害は、国の法整備等により改善が進んでいます。
- 区内では、耐用年数の経過等により建造物の建て替え等が進んでいることもあり、建設・解体工事の増加に伴う騒音や振動に関する苦情や相談の増加傾向が見られます。
- 建設・解体工事については今後も増加が見込まれるため、防音・防振、アスベスト飛散防止など法令等に基づく適正な工事等を行うよう、事業者に対する指導を継続して行っていきます。

施策の方向性

- 法令等に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭への必要な指導等を引き続き行っています。
- 良好的な近隣関係を保持し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図るため、工事の発注者及び工事実施者に対して、法令遵守の徹底など必要な指導を行います。
- 区民からの公害に関する苦情や相談に適切に対応し、問題解決に努めます。

施策の指標

成果指標	単位	現状値 (2024年度)	2030年度 目標値
公害等の苦情・相談に対する年 度内対応完結の割合	%	98	100

取組① 騒音、振動等に対する指導及び苦情・相談対応

環境課

騒音・振動を防ぐため、建設工事においては近隣住民に対する工事説明等、解体工事等においては標識設置を求めるなど、法令等に基づく指導を行います。また、公害に関する苦情や相談の迅速な問題解決に努めます。

(主な事業)

- 建設工事等における騒音・振動対策 ○公害苦情の対応（騒音・悪臭等）
- 公害発生状況の監視（自動車騒音・振動・交通量調査）

取組② 法令等に基づく公害対策

環境課

公害防止のために設けられた様々な法令に基づき、公害発生の恐れのある事業所や建設工事に関して、認可や届出の受理、立入検査などを行うとともに、アスベスト飛散防止などのため、規制基準を遵守するよう適切な指導を行います。

また、環境に関する現況を把握し、区民への積極的な情報提供を行います。

(主な事業)

- 公害情報のオープンデータ化 ○工場・指定作業所等における土壤汚染対策
- 建設工事におけるアスベスト対策 ○地盤沈下対策
- 公害発生状況の監視（河川水質調査）、光化学スモッグ注意報等の伝達

事業の展開

公害情報のオープンデータ化

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
GIS※への移行	オープン データ化の 実施				→

基本目標4

みどりや生きものの豊かさを育み、 うるおいを生み出すまちの形成

都市が自然環境との調和を図る上で重要な構成要素である公園・道路・河川などのみどりを様々な工夫によって増やし、みどりとみどりをつなぐとともに、植栽の工夫や樹木の適切な管理によるみどりの保全に取り組みます。

区民が様々な場所で、みどりや生きものの豊かさと、みどりによるうるおいとやすらぎを感じられるまちの形成を進めます。

基本目標の指標

指標項目	現状	目標
	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
みどりの豊かさに対する 区民の満足度 (単位：%)	64.2	70

施策1 まちなかで水やみどりに親しめる環境づくり

施策2 生物多様性の保全

施策1 まちなかで水やみどりに親しめる環境づくり

現状と課題

- 国は、「グリーンインフラ推進戦略 2023」において、「自然と共生する社会」の実現に向けて、官と民が両輪となり、あらゆる場面・分野に「グリーン」を取り入れていくこととしています。
- 東京都は、「自然と調和した持続可能な都市」を目指し、都民や企業と連携して東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進める、100 年先を見据えた緑のプロジェクトとして「東京グリーンビズ」を開始しています。
- 中野区は、「中野区都市計画マスターplan」において、区内の主要な公園・道路・河川などのみどりを、基本的な都市構造の一つとしてまちを守り、うるおいを生み出すグリーンインフラ※と位置づけ、育成を図っていくとしています。
- 大規模公園等の整備により新たな緑化空間が形成されている一方で、住宅開発や駐車場の整備等による屋敷林等の消失や減少により、緑被率※が減少しています。区内のみどりを増やしていく必要があります。
- 地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に寄与する樹木の枝葉が地面を覆う割合を増やしていくことも重要です。
- みどりの豊かさやうるおいとやすらぎを感じられるよう、まちづくりの中で緑化誘導を図るとともに、目に見えるみどりや自然共生サイト※などのみどりの空間を増やす取組が必要です。
- 生垣などの地域のみどりの保全を進める必要があります。

施策の方向性

- 都市の中のみどりを増やしていくため、建築物等の施設緑化を推進していくとともに、地域にゆかりのある樹木・樹林等を保護します。
- 四季の変化が感じられる場、憩いの場として、必要不可欠な生活環境基盤であり、グリーンインフラとしての機能を担う公園、街路、河川におけるみどりの充実・保全に取り組むとともに、目に見えるみどりやみどりの空間の充実に取り組みます。
- 都市開発諸制度を活用した緑化誘導やまちづくり事業に伴うみどりの空間の整備により、新たなみどりの軸を加えたみどりのネットワーク※の構築を進めます。

施策の指標

成果指標	単位	現状値	2030 年度 目標値
緑被率	%	16.14	16.14
みどり率※	%	17.46	18.32

取組① 建築物等の施設緑化の推進

環境課、子ども教育施設課

都市部における緑化を推進するため、一定の基準に基づき敷地や建築物に緑化を義務付ける制度を着実に運用するとともに、建物の屋上や壁面の緑化についても指導していきます。

また、区立小中学校の新校舎整備の中で、敷地面積に応じて可能な範囲で学級園やビオトープ※、屋上緑化※等の設置を進めていくとともに、既存校を含めた緑化の維持・管理を継続します。

(主な事業)

- 緑化計画制度の活用 ○区立小中学校におけるみどりの維持・管理

取組② 地域の樹木・樹林等の保全

環境課

質の高い緑を誘導するための緑化にかかる助成制度を継続していくとともに、保護指定樹木等の維持管理費用の助成や樹木医診断事業を推進し、地域にゆかりのある貴重なみどりを保全します。

(主な事業)

- 保護指定樹木等助成制度※ ○生け垣・植樹帯設置助成制度

取組③ 公園におけるみどりの充実・保全

公園課

区立公園における植栽では、樹木樹種や生育状態、立地条件や周辺環境への影響等を踏まえながら、各樹木に応じた周期的な剪定、病虫害防除等の適切な管理を行い、みどりを維持・保全します。

また、区内のみどりを充実させるため、新たに公園を整備する際はみどりを適切に配置します。

(主な事業)

- 公園におけるみどりの維持・管理

取組④ 街路におけるみどりの充実・保全

道路管理課、道路建設課、公園課

みどりと防災の環境軸としてみどりの連続した空間を形成するため、都市計画道路における道路拡幅に合わせた街路樹や植樹帯の整備を進めるとともに、周辺の敷地のみどりや公園等と一体的にみどりの充実を進め、みどりのネットワークの強化を図ります。

また、日常的な既存樹木の維持管理や植え替えを適切に行うなど、量を増やすだけでなく、質にも配慮しながら、みどりの保全を推進します。

(主な事業)

- 街路におけるみどりの維持・管理

取組⑤ 河川におけるみどりの保全

環境課、道路管理課、道路建設課、公園課

神田川、善福寺川、妙正寺川、江古田川の河川沿いの水とみどりの親水軸は、治水対策と調整しながら、河川管理用通路や河川沿いの敷地、公園等と一体的なみどりの保全・育成のほか、河床への玉石の整備など自然度の向上をすすめ、水とみどりの連続空間の形成を推進します。

また、河川周辺の敷地において、接道部等の緑化整備の誘導を推進できるよう、緑化の周知に努めます。

(主な事業)

- 河川におけるみどりの推進

取組⑥ まちづくり事業に伴うみどり空間の整備

まちづくり計画課、まちづくり事業課、中野駅周辺まちづくり課

地区計画によるまちづくりでは、各地区の特性に合わせて、緑化の促進に関する地区計画の運用を図り、みどりのまちづくりに努めます。

様々なまちづくり事業に合わせた新たな広場空間の整備や建築計画にあたつての緑化の指導により、緑地の創出を推進します。

また、西武新宿線の連続立体交差化^{*}と合わせた沿線まちづくりの中で、立体化により創出される空間を、みどりの創出と防災機能の向上に寄与する空間として活用できるよう、土地所有者である西武鉄道、事業施行者である東京都などの関係機関と協議をすすめます。

(主な事業)

○地区計画制度を活用した緑化の促進 ○まちづくりにおける緑化の推進

事業の展開

保護樹木等指定助成制度

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
樹木医診断【環境課】		→	今後の方向性を検討		

施策2 生物多様性の保全

現状と課題

- 生物多様性条約第15回締結国会議（COP15）では、2010年に採択された愛知目標の後継となる、2030年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性戦略を策定・改定することが求められました。
- 国は、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として、「生物多様性国家戦略 2023 - 2030」を閣議決定しました。
- 東京都は、2022年12月に東京都自然環境保全審議会からの答申を得て、「東京都生物多様性地域戦略」を策定しました。
- 中野区において、生物多様性保全施策における今後の方向性を検討していくため、区内の動植物の実態について現況を把握する調査を実施しました。
- 区内で確認できた生きものが生息できる場所を守る必要があります。また、地域における生物多様性保全に向けた取組を促進する必要があります。
- 私たちの暮らしは、生物多様性から生み出される様々な自然の恵みに支えられています。生物多様性の重要性に対する区民、事業者の理解を醸成し、生物多様性の保全につながる暮らしや働き方を促進していく必要があります。
- 管理ができていない外来種※が在来種を捕食したり、在来種の生息場所を奪ったりすることによる生態系への悪影響が懸念されます。

施策の方向性

- 区内のみどりのネットワークを生かしながら、区民、事業者等との協働により、生きものが生息・生育できる環境の保全や縁化の誘導等に取り組み、都市における生物多様性の保全を図ります。
- 区内の生物多様性を保全するため、普及・啓発に取り組みます。また、定期的な生物多様性、自然環境に関する調査を行い、状況の把握に努めます。

施策の指標

成果指標	単位	現状値 (2024年度)	2030年度 目標値
生き物調査で確認された種の数	(植物)	種 649	649
	(動物)	種 352	352

※調査個所は、公園3か所、河川2か所、区有施設3か所

取組① 生きものの生息・生育できる場の保全・整備

子ども教育施設課、環境課、公園課

生きものが生育・生息できる場となっている区有施設等のみどりの維持・保全を継続します。

身近なところで小さな自然と出会い、鳥や昆虫などの生物が生息できる水辺とみどりの小空間を形成し、そのネットワーク化を図ります。河川は、水鳥や魚類や水生植物が生息できる環境をつくりだすように努めます。

(主な事業)

○生きものが生息できる場の保全

取組② 生物多様性保全活動の普及・啓発

環境課

区内の動植物の生息・生育状況を広く周知するとともに、生物多様性に関する区民等の理解を促進します。

また、中野区内にも多くの生きものがいることを体験できるように、生きもの観察会を実施します。

生物多様性に取り組む事業者・団体と連携し、地域における生物多様性保全を促進するための活動を普及します。

(主な事業)

○生物多様性に係る普及啓発事業 ○生き物観察会

取組③ 生物多様性、自然環境に関する調査

環境課

生物多様性及び自然環境の現況を定期的に把握し、保全・再生に係る取組や計画の見直しに反映させるため、中野区の動植物の実態やみどりの実態について定期的に調査します。

また、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に寄与する樹木の枝葉が地面を覆う割合の現状を知る必要があるため、調査を行い、指標としての取り扱いなどを検討します。

(主な事業)

◎自然環境に関する実態調査

事業の展開

生物多様性に係る普及啓発事業

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
区民向けガイドブックを活用した普及啓発 【環境課】	実施				→
事業者・団体と連携した普及啓発 【環境課】	検討	→	実施		→

自然環境に関する実態調査

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
みどりの実態調査 【環境課】	実施	実態把握			

基本目標5

パートナーシップで広げる学びと行動の しくみづくり

環境施策の課題解決に向けては、区民等に対する普及啓発や環境教育を進め、多くの区民がより環境の保全につながる選択をするように行動変容を促していきます。

区民等の行動変容促進に向けた取組を持続可能なものにしていくためには、区が率先して行動を示すとともに、区内事業者をはじめ、地域で活動する団体、大学等の教育機関などと連携・協働して活動を広げ、区全体で環境行動の意識を醸成していきます。

基本目標の指標

指標項目	現状	目標
	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
環境に配慮した取組を行っている区民の割合 (単位：%)	90.7	98

施策1 環境教育等による環境行動の促進

施策2 多様な主体との連携・協働による環境保全活動の推進

施策1 環境教育等による環境行動の促進

現状と課題

- 国は、2024年に「環境教育等の推進に関する基本的な方針」を策定し、環境教育、協働取組の主な推進策として①学校等における環境教育、②中間支援機能を活用した環境教育・協働取組、③幅広い場での環境教育や質の高い環境教育の充実・推進、④若者の社会変革への参加の促進を実行することとしています。
- 東京都は、「東京都環境基本計画」において、小・中学校教育における環境教育では、持続可能な開発のための教育（ESD）やSDGsとの関連を踏まえた教材・プログラム等を更に充実させ、子どもたちが身近な環境問題を解決するために自分たちにできることを考えられるよう、各教科や総合的な学習の時間等における環境教育を進めていくこととしています。
- 中野区は、なかのエコチャレンジや出前講座を通じた環境学習を行っているほか、学習指導要領に基づいてESD（持続可能な社会の担い手を育てる教育）を推進しています。
- 環境の保全につながる取組を行っている区民を増やしていく必要があります。また、持続的な発展が可能な社会を将来の世代に引き継ぐために、教育部門と連携を図りながら、幼少期からの環境学習を充実させ、子どもの社会参加意識を育んでいく必要があります。
- 区の環境施策をより効果的に推進するため、区民等による環境行動が広がっていく仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

- 区民一人ひとりが暮らしや事業活動において環境の保全につながる行動を実践できるよう、特に子どもたちに向けた環境教育を推進します。
- 子どもから親世代への波及効果や、将来世代に受け継がれるように意識しながら継続的に環境学習・体験の機会を提供していきます。
- 区民等の行動変容を促進するとともに、まち全体に自然と環境の保全につながる取組が広がっていくようなインセンティブ※事業や仕組みづくりを進めます。

施策の指標

成果指標	単位	現状値 (2024 年度)	2030 年度 目標値
環境問題への対策が重要と考えている人の割合	%	91.1	96

取組① 子どもたちに向けた環境教育の推進

指導室、環境課、ごみゼロ推進課、清掃事務所

日常的な環境配慮の取組項目などを紹介した環境学習教材や子どもエコ講座などの子ども向けイベント等を通して、次世代を担う子どもたちの日常生活における環境配慮行動を促します。

また、学習指導要領で重視されている ESD（持続可能な社会の担い手を育てる教育）の理念を基盤として、区立小中学校で SDGs を意識した環境学習を推進します。

（主な事業）

○子ども向け環境学習事業

○学習指導要領に基づく ESD(持続可能な社会の担い手を育てる教育)の推進

取組② 環境学習・体験機会の提供

環境課、ごみゼロ推進課、清掃事務所

パネル展示や環境交流ツアー、出前講座やスケルトン清掃車※による収集実演等の実施により環境学習・体験機会を提供します。

また、リサイクル展示室（愛称「ごみのんハウス」）は、子どもや幅広い区民に向けて、イベント等を通してごみ減量の大切さを啓発するとともにごみと資源について楽しみながら学べる場として活用します。

（主な事業）

○体験機会の提供 ○出前講座 ○区有施設のスペースを利用したパネル展示等

取組③ 環境意識の向上と行動変容の促進に向けた仕組みづくり

環境課、ごみゼロ推進課、産業振興課

デジタル通貨※事業を活用し、区の環境施策をより効果的に進める区民の取組や行動変容を促進します。

また、優れた取組の紹介・表彰、国・都の取組の情報提供を通じて区民等への普及啓発を進め、行動変容を促します。

(主な事業)

- ◎デジタル地域通貨事業と連携したインセンティブ事業
- 優れた環境配慮の取組の表彰等

事業の展開

デジタル地域通貨事業と連携したインセンティブ事業

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
環境行動ポイント 【環境課・ごみゼロ推進課】(再掲)	実施				→

施策2 多様な主体との連携・協働による環境保全活動の推進

現状と課題

- 国の「第6次環境基本計画」の中で、施策を実施する上で関連する主体間でのパートナーシップ※は、全てに共通して求められる要素であるため、これを充実・強化していく必要があるとしています。
- 東京都では、都民、企業、団体等と連携した事業展開を行っています。
- 中野区では、二酸化炭素排出削減と環境の保全につながる取組の推進を目指し、啓発イベント「なかのエコフェア」を産学官民が連携して開催しているほか、食品ロスの削減に向けて食品ロス削減協力店登録事業「なかの☆もったいない ぱくぱくパートナーズ」を実施しています。
- 中野区では、SDGsに取り組む仲間同士が「交流する」ことで、新しい「気づき」や新たな「つながり」が得られる場として「なかの SDGs パートナー交流会」を開催しています。
- 中野区が実施している様々な啓発事業の認知度の向上のため、広報に力を入れています。
- これまで区民や地域団体等と連携して環境に関する取組を進めてきました。さらに環境に関する取組を持続可能なものにするためには、このような取組を増やすとともに、多様な主体の参画が求められます。
- 環境に関する事業の認知度や参加者数を向上していくとともに、ゼロカーボンシティ※の実現に向けた取組について、他の年齢層に比べて関心が低い傾向にある20代を中心とした区民に対する意識醸成に取り組む必要があります。

施策の方向性

- 中野区全体で環境の保全につながる行動が実践されるよう、区民・事業者等の行動変容に向けて、区・区民・事業者が一丸となって取り組んでいきます。
- 多様な広報媒体を活用し、それらを組み合わせ、連動性を持たせた広報により、区民・事業者に対し効果的にアプローチをしていきます。
- 他の親和性の高いイベント・催しと合同開催し、新たな参加者の確保につなげていきます。

施策の指標

成果指標	単位	現状値	2030 年度 目標値
区と連携して環境に関して取り組む地域団体・事業者の数	件	579	600

取組① 区内の様々な主体と連携した環境保全の推進

地域活動推進課、環境課、ごみゼロ推進課、公園課

区民・地域団体、区内の事業者や大学等の教育機関と連携し、区内の環境保全活動をさらに広げていきます。

(主な事業)

◎大学・事業者等との連携事業 ○区民、地域団体等との連携事業

取組② 新たな主体との連携の推進

環境課、企画課

産学官で連携した啓発イベントを展開し、区民・事業者等の行動変容に向けた取組をさらに広げていきます。

また、区内における環境に配慮した取組を広く波及させるため、協定締結事業者等との連携を強化するとともに、新たな連携事業を生み出していくます。

(主な事業)

◎事業者等との新たな連携事業

◎多様な主体との共催イベント及び環境保全につながる事業の実施

事業の展開

大学・事業者等との連携事業

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
食品ロス削減協力店と連携したイベント 【ごみゼロ推進課】 (再掲)	検討	実施			

事業者等との新たな連携事業

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
再生可能エネルギー電源の調達に関する普及啓発【環境課】(再掲)	事業者向け 再エネリバースオーリクションの 実施				

多様な主体との共催イベント及び環境保全につながる事業の実施

取組内容	2026	2027	2028	2029	2030
(仮称) 気候区民会議 【環境課】(再掲)	実施				

第4章

環境行動指針

目指す環境像の実現に向け、区民、事業者が環境の保全に関して配慮すべき事項と具体的な行動例を以下に示します。

01 区民の取組

（1）脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現と気候変動への適応

○環境負荷の少ない交通手段を利用します

- ・自動車を購入・利用する際には、二酸化炭素を排出しない車を選ぶ
- ・近場の移動は、徒歩、自転車や公共交通を利用する

○脱炭素型のエネルギーの利用を進めます

- ・自宅に太陽光パネル、蓄電池を設置する
- ・再エネ電気プラン※に切り替える

○日常生活において、省エネルギーを推進します

- ・ZEH、ZEH-Mに住み替える
- ・省エネルギー性能の高い製品などを選択する

○森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を行います

- ・家具、内装に木材を利用する

○気候変動、自然災害に備えます

- ・風水害に関する積極的な情報収集を行う
- ・こまめな水分補給などによる熱中症予防を行う

（2）資源を大切にする循環型社会の実現

○廃棄物の発生を抑制し、再利用を図ります

- ・繰り返し使えるマイバッグやマイボトルなどを利用する
- ・捨てる前にフリーマーケットやフリマアプリ、リユースショップ等の利用を検討する
- ・食品を無駄にしないため、「使いきり」「食べきり」を意識する

○環境に配慮した製品を選びます

- ・「グリーン購入法」に適合した商品を購入する
- ・リユースやリサイクルが可能な製品を選択する

○資源とごみを適正に排出します

- ・資源とごみの分別を徹底する
- ・曜日や時間など集積所の利用ルールを守る
- ・積極的にリサイクルに取り組み、集団回収（古紙・古布）に参加する

■ (3) 快適に暮らせる美しいまちづくり

○生活騒音の発生防止に努めます

- ・周辺の住民に配慮し、過度な騒音や振動を出さないようにする

○地域の環境美化に協力します

- ・自宅や周辺の適切な清掃に努める
- ・道路など公共の場所にたばこの吸い殻やごみを捨てない

○安全で衛生的な生活環境を確保します

- ・空き家は放置せず、適切な維持管理を行う
- ・衛生害虫・害獣等に対する自主防除を行う

■ (4) みどりや生きものの豊かさを育み、うるおいを生み出すまちの形成

○身近なみどりを育み、守ります

- ・樹木や樹林を大切にする
- ・庭、ベランダ、屋上、接道の生け垣など、身近な空間の緑化を進める

○生物多様性の保全に取り組みます

- ・身近な自然や生物多様性について学ぶ観察会などへ参加する
- ・外来種を入れない、捨てない、拡げない

■ (5) パートナーシップで広げる学びと行動のしくみづくり

○環境教育等による環境行動を促進します

- ・パネル展示や環境交流ツアーや、出前講座等の環境学習・体験事業に参加する
- ・デジタル地域通貨と連携したポイント事業に参加する

02 事業者の取組

（1）脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現と気候変動への適応

○二酸化炭素排出量の少ない交通手段を利用します

- ・自動車を購入・利用する際には、二酸化炭素を排出しない車を選ぶ
- ・地球温暖化に対する CSR※活動を行う

○脱炭素型のエネルギーの利用を進めます

- ・自社建物に太陽光パネルを設置する
- ・再エネ電気プランに契約を切り替える

○エネルギーを効率よく使います

- ・省エネルギー型の機器を導入する
- ・毎月の電気、ガスの使用状況、光熱費を見える化する

○省エネルギーにつながる働き方を実践します

- ・空調の適温運転、クールビズ・ウォームビズ等に取り組む

○森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を行います

- ・内装、什器等に木材を利用する
- ・森林の二酸化炭素吸収によるカーボンオフセットの活用を進める

○気候変動、自然災害に備えます

- ・災害発生時の適切な行動のため、事業所での風水害対策を日頃から行う
- ・従業員の熱中症予防に努める

（2）資源を大切にする循環型社会の実現

○廃棄物を減らす工夫をします

- ・再利用できるものを積極的に活用し、事業活動で出るごみを資源化する
- ・包装、容器等の工夫により過剰包装を防止する
- ・食べきれる量のメニューや少量での販売を採用する

○環境に配慮した製品を積極的に使用します

- ・事業活動に際して、再生資源及び再生品を利用する
- ・グリーン購入法に適合した商品の購入・販売に努める

○廃棄物を適正に処理します

- ・資源とごみの分別を徹底し、自らの責任において適正に廃棄する

■ (3) 快適に暮らせる美しいまちづくり

○騒音・振動・悪臭の発生防止に努めます

- ・建設作業、工場、事業場からの騒音、振動の発生抑制に努める
- ・近隣に配慮した排気を行い、必要に応じて悪臭防止装置を設置する

○化学物質の適正管理を徹底します

- ・有害化学物質の廃棄は、法令に基づき適正に処理する

○地域の環境美化に協力します

- ・まちの美化清掃活動に積極的に参加する
- ・建築物を建てる際には、周辺の景観との調和を図る

○安全で衛生的な生活環境を確保します

- ・空き家は放置せず、適切な維持管理を行う

■ (4) みどりや生きものの豊かさを育み、うるおいを生み出すまちの形成

○生物多様性に配慮した事業活動を実践します

- ・自然共生サイトの認定を積極的に取得する

■ (5) パートナーシップで広げる学びと行動のしくみづくり

○環境に配慮した経営に取り組みます

- ・子ども向け環境学習事業を推進する
- ・他の区や業界団体等が開催する環境保全に関する研修や視察等へ積極的に参加する
- ・SDGs の理念を意識した企業活動を行う

第5章 計画の推進

01 推進体制

本計画に基づき施策・取組を着実に進めるため、進行管理を行いながら区の環境政策を総合的に推進していきます。特に、あらゆる施策・取組に脱炭素の視点を盛り込むため、体制の強化を図ります。

また、区民、事業者等及び学識経験者で構成される中野区環境審議会において、環境基本条例に基づき、本計画の改定等について調査審議します。

環境を取り巻く課題の解決には、行政だけでなく、区民、事業者等がそれぞれの役割と責任を分かち合い、主体的に取組を進めていくことが不可欠です。

そのため、区民等及び事業者の主体的な活動、国や東京都、他の自治体との連携・協働により、本計画に基づく施策、取組の効果的な推進に努めます。

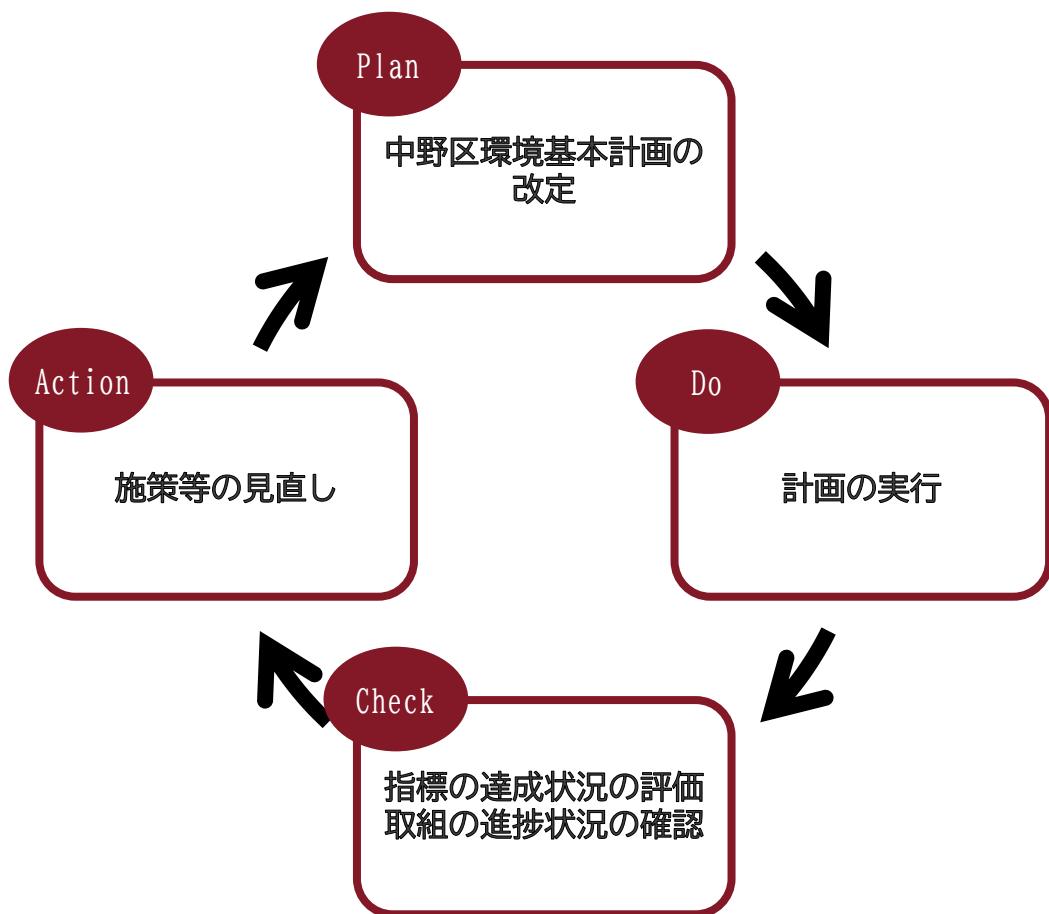
02 進行管理

本計画に基づく施策の推進と継続的な改善を図るため、PDCA サイクルによる進行管理を行います。

具体的には、毎年度、取組や主な事業の展開について進捗状況を把握とともに、指標について検証や評価を行い、事業の見通しや課題等を確認した上で、必要に応じて当該年度や翌年度以降の事業に反映します。

また、毎年度の検証・評価、事業内容の変更などを総合的に判断し、次期計画において、施策の廃止、統合、追加など必要な見直しを行います。

なお、計画期間内においても、取組の進捗状況や社会動向を注視し、必要に応じて計画内容の見直しを実施します。



資料編

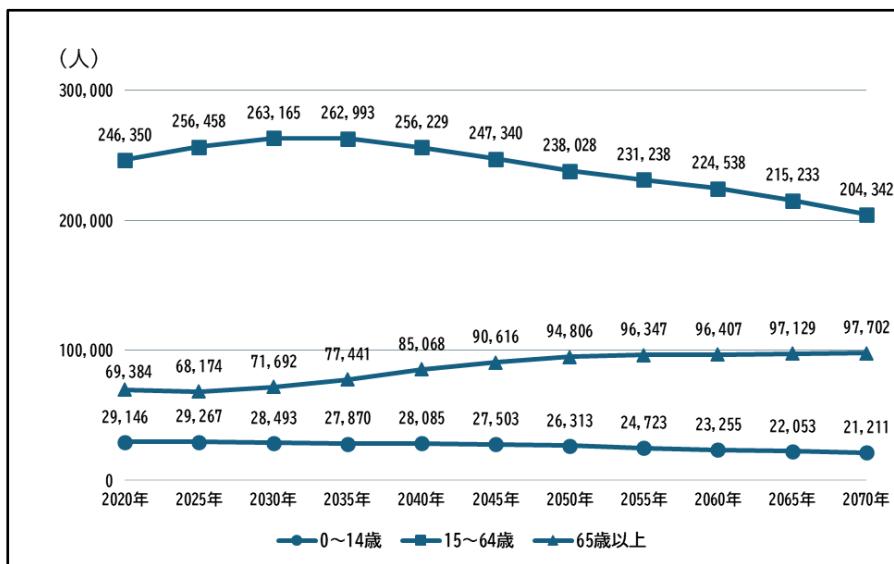
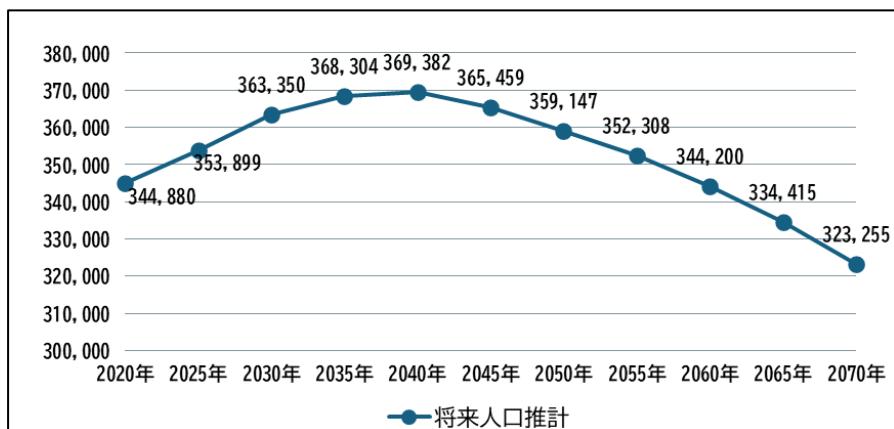
1 中野区の特徴

(1) 将来人口推計

令和 7 年（2025 年）1 月 1 日現在の中野区の人口は 341,322 人、世帯数は 217,716 世帯です。令和 3 年（2021 年）に新型コロナウイルス感染症等の影響による減少が見られたものの、令和 4 年（2022 年）から再び増加に転じています。

世帯人員は、単身世帯が約 6 割を占め、特別区全体と比べても高い割合となっています。

中野区基本計画（素案）の将来人口推計によると、区の総人口は、当面の間増加が続き、2040 年にピークの約 36 万 9 千人に達すると見込んでいます。その後、減少に転じ、2070 年には約 32 万 3 千人になると見込んでいます。また、年齢 3 区分別人口の推移を見ると、65 歳以上の人口は 2025 年以降増加傾向が続き、2050 年には 4 人に 1 人の割合となり、2070 年には約 9 万 8 千人へと増加すると推計しています。



出典：中野区基本計画（素案）

(2) 地理的条件

ア 位置

中野区は 23 区の西の方に位置し、東は新宿・豊島、西は杉並、南は渋谷、北は練馬の各区に接しています。

中野区の面積は 15.59km^2 で、東京都の総面積 $2,199.94\text{km}^2$ の約 0.71%、区部面積 627.51km^2 の約 2.48% にあたり、23 区中 14 番目の広さです。

(令和 6 年 1 月 1 日現在。国土地理院令和 6 年全国都道府県市区町村別面積調。)

イ 地形

東京の山の手地方を形成する武蔵野台地は、多摩川と荒川に挟まれ、東京湾に向かって扇状に広がっています。その中は多くの小台地に分かれています、中野区にも沼袋、野方、中野、幡ヶ谷、落合の 5 つの台地があります。

その台地の間を江古田川、妙正寺川、旧桃園川、神田川、善福寺川の五つの川が流れています。これらの川は神田川と合流し、さらに下流で隅田川に流れ込み、東京湾に注いでいます。

標高は、台地面では約 40 メートルのところが多く、神田川の流域などでは 30 メートル以下となっています。

区内の地表面は、多量の腐植土を含む黒土層で、その下は関東ローム層とよばれる火山灰の赤土が厚く堆積しています。さらにその下には、れき層、東京層、三浦層の順に重なっています。

(3) 気候の特徴

過去には、台風や集中豪雨により、神田川・善福寺川・妙正寺川・江古田川等の流域を中心に河川が氾濫するなど、しばしば大きな被害に見舞われています。近年は、河川改修や神田川・環状七号線地下調節池の整備により、河川の氾濫による大きな被害はほとんど発生していませんが、近年の気候変動に伴うゲリラ豪雨等により、道路冠水や下水道からの内水氾濫による住宅への浸水被害の発生などの都市型水害が発生する場合があります。

(4) 住宅ストックの状況

区内の住宅ストックは、206,190戸です（中野区統計書 令和7年（2025年））。住宅の建て方の内訳を見ると、共同住宅が163,770戸（79.4%）で最も多く、次いで一戸建が36,890戸（17.9%）となっています。

持ち家と借家の別では、内訳は持ち家6.7万戸（32.4%）に対し、借家が12.2万戸（59.1%）となっています。

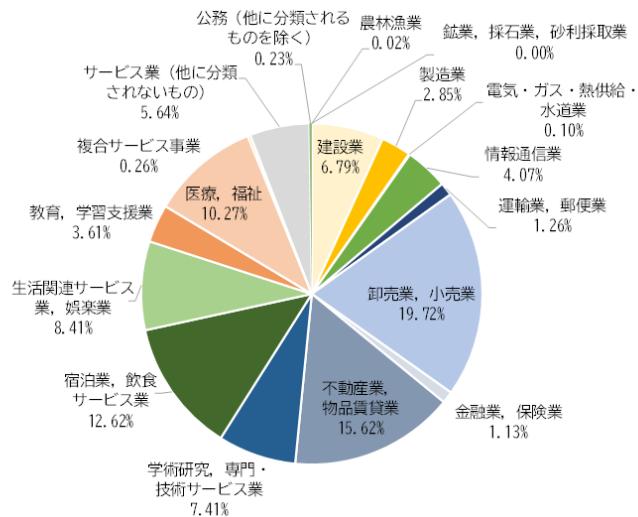
(5) 事業所の業種・規模

令和3年（2021年）の区内の事業所数は約1.2万件です。業種ごとの内訳は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊、飲食サービス業」となっています。

従業者数規模は、従業者数10人未満の事業所が約8割を占めています。

都の総量削減義務と排出量取引制度（キャップ＆トレード制度）※の対象となる大規模事業所は11件で、同制度に基づき報告されている令和2年度（2020年度）の二酸化炭素排出量は5.6万t-CO₂です。民生業務部門の排出量との比較から、二酸化炭素排出の大部分は中小規模事業所からの排出であると考えられます。

産業中分類別事業所数の割合



出典：総務省統計局「令和3年経済センサス-活動調査（産業横断的集計）」を基に作成

(6) まちづくりの動向

区内では、安全・安心で住み続けたくなる持続可能なまちをめざし、各所でまちづくりが進んでいます。

中野駅を中心とする周辺の約 110ha を範囲とした、中野駅周辺地区を「東京の新たなエネルギーを生み出す活動拠点」としていくためのまちづくりを進めています。中野四季の都市（まち）地区をはじめ、にぎわいや交流の拠点として整備する中野駅新北口駅前エリア（区役所・サンプラザ地区）、中野駅の南側の活性化を導く中野二丁目の市街地再開発や中野三丁目の駅直近地区のまちづくりなど、各地区の特色を活かしたまちづくりを通じて、まちの利便性・回遊性の向上を図るとともに、多様な都市機能の集積や、環境性・防災性の向上、居住環境の向上に取り組んでいます。

また、西武新宿線沿線では、西武新宿線連続立体交差事業にあわせ、連続立体交差化と一体となったまちづくりを新井薬師前、沼袋、野方、都立家政、鷺ノ宮の各駅周辺で進めています。

さらに、若宮地区、弥生町三丁目周辺地区、大和町地区における地域の防災性向上を図るまちづくりも進んでいます。

持続可能なまちを次世代に引き継いでいくためには、環境・経済・社会を統合的に発展させ、相乗効果を生み出していく必要があります今後の区内のまちづくりに関わるあらゆる取組を通じて、環境配慮・脱炭素化の視点を加え、「ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくりの全体方針」に基づき検討し、合意形成を図りながら、実行していきます。

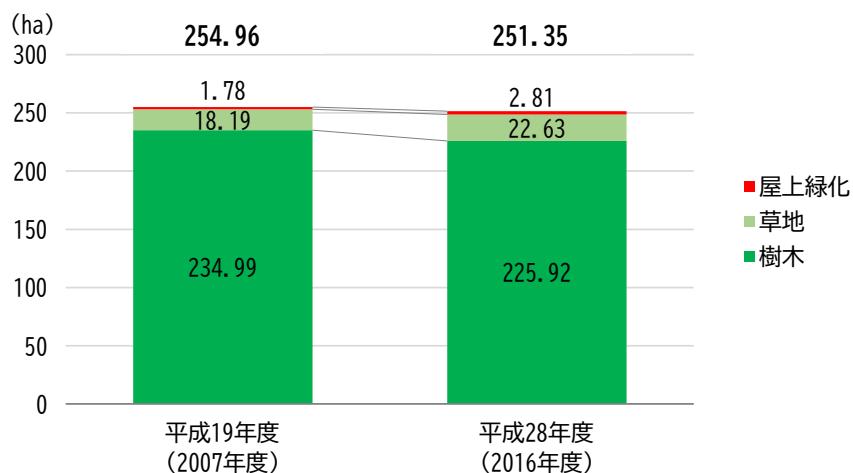
(7) みどりの現状と推移

ア 緑被面積の推移

区内には、平和の森公園、江古田の森公園、哲学堂公園などの公園や、敷地規模の大きい集合住宅、社寺林等にまとまったみどりが形成されています。

中野区緑の実態調査（第5次）によると、平成28年度（2016年度）の緑被面積は251.35ha、緑被率は16.14%です。平成19年度（2007年度）と比較すると、10年間で緑被面積は3.61ha、緑被率は0.23%減少しています。

緑被面積の変化



出典：「中野区緑の実態調査（第5次）」（平成29年3月）を基に作成

イ 樹木本数

街路樹は、区道、都道をあわせて5,102本が植栽されています（平成28年度（2016年度）時点）。また、その他、樹高9m以上、地上高1.5mの幹周り100cm以上の樹木が5,578本確認されています。

樹木本数の変化

		平成19年度 (2007年度)	平成28年度 (2016年度)	増減
街路樹	区道	955	1,309	354
	都道	3,743	3,793	50
	合計	4,698	5,102	404
その他の樹木※		6,151	5,578	▲573

※樹高9m以上、地上高1.5mの幹周り100cm以上の樹木

出典：「中野区緑の実態調査（第5次）」（平成29年3月）を基に作成

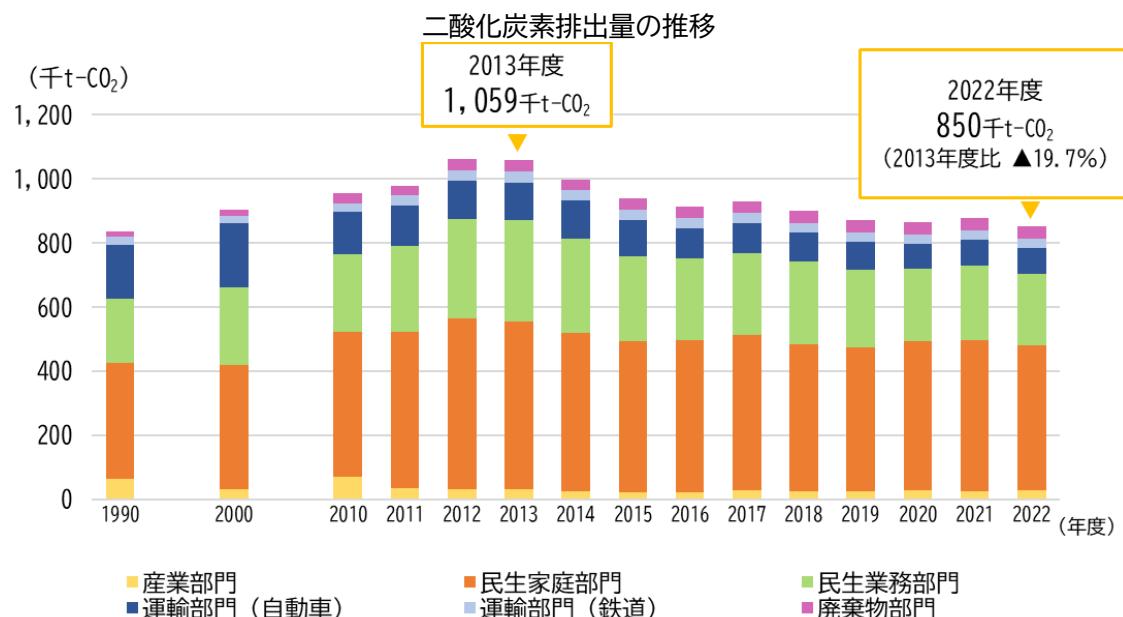
2 中野区における二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量

(1) 二酸化炭素排出量の推移

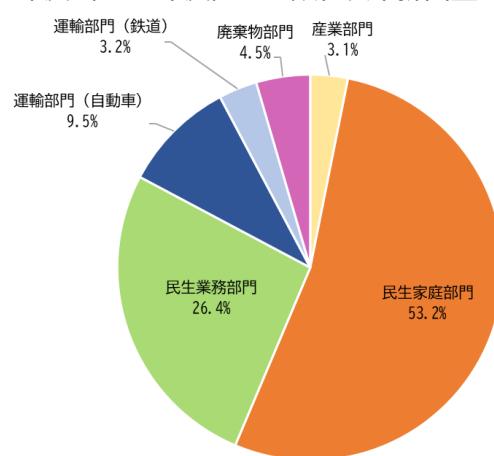
令和4年度（2022年度）における区内の温室効果ガス排出量は、940千t-CO₂です。このうち約9割を二酸化炭素（850千t-CO₂）が占めています。

二酸化炭素排出量は、平成25年度（2013年度）以降、年度により若干の変動はあるものの、減少傾向にあり、令和4年度（2022年度）の排出量は850千t-CO₂で、2013年度比で19.7%減少しています。

二酸化炭素排出量の内訳を見ると、民生家庭部門からの排出が53.2%を占め、次いで民生業務部門が26.4%、運輸部門（自動車）が9.5%を占めています。



令和4年度（2022年度）の二酸化炭素排出量の部門別構成比

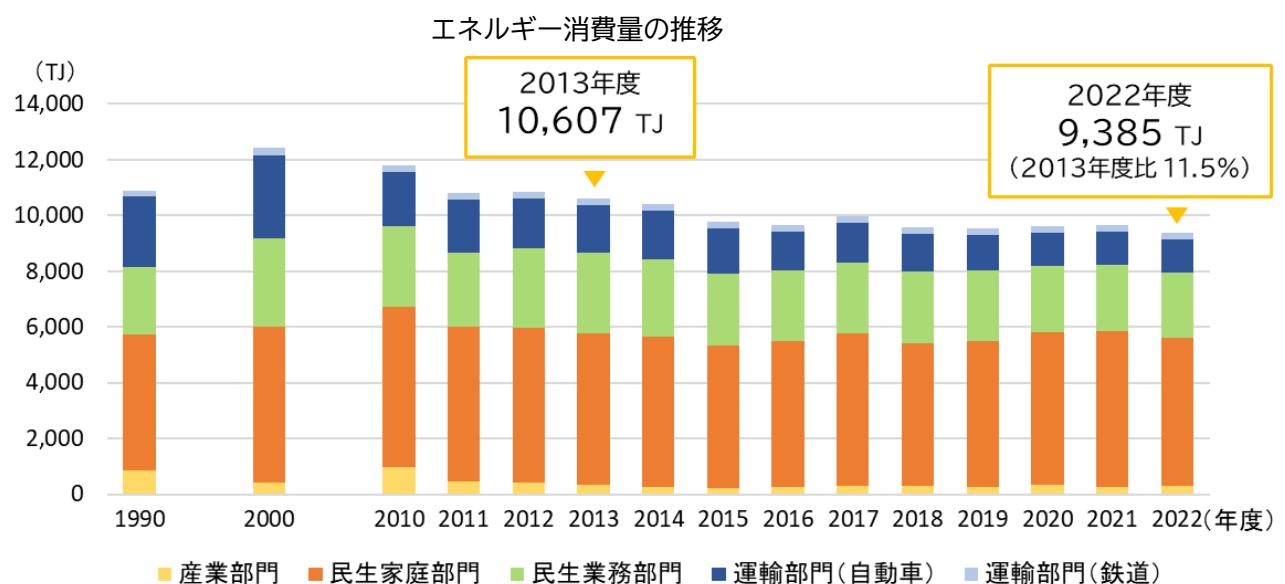


出典：「オール東京 62 市区町村共同事業提供資料」を基に作成

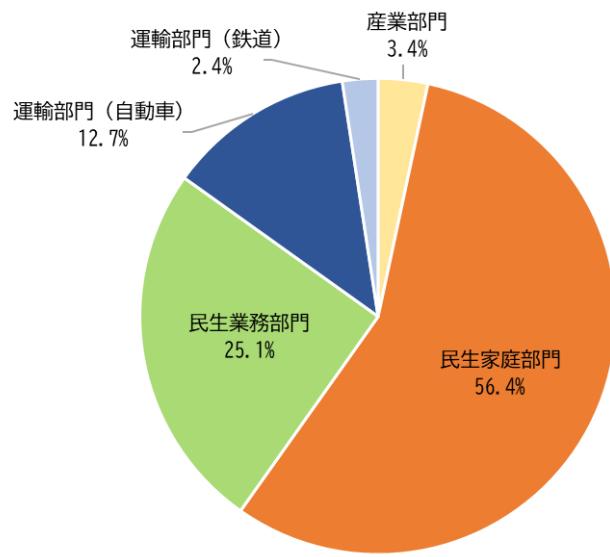
(2) エネルギー消費量の推移

エネルギー消費量は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 28 年度（2016 年度）まで減少傾向にありましたが、以降は横ばいとなっています。

令和 4 年度（2022 年度）の区内のエネルギー消費量は、9,385 TJ であり、平成 25 年度（2013 年度）比で 11.5% 減少しています。



令和 4 年度（2022 年度）のエネルギー消費量の部門別構成比



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業提供資料」を基に作成

(3) 部門別の特性

ア 民生家庭部門

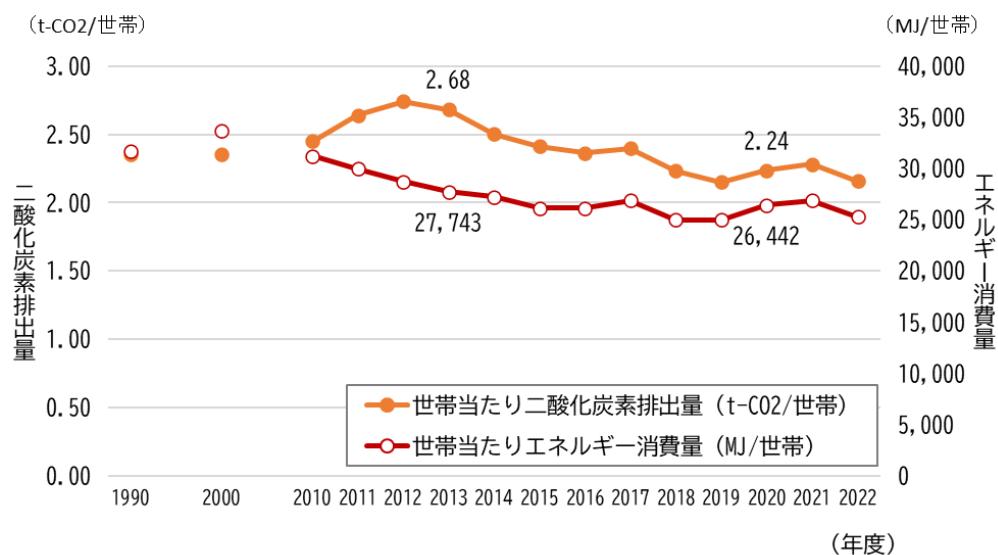
(ア) 二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量

民生家庭部門の令和 4 年度（2022 年度）の二酸化炭素排出量は、平成 25 年度（2013 年度）比で 13.9% 減少しています。

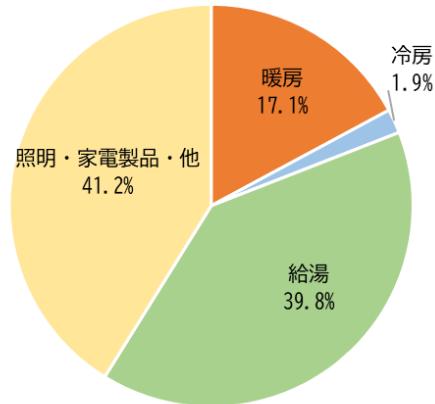
世帯当たりに着目すると、平成 25 年度（2013 年度）から令和 4 年度（2022 年度）の間に、二酸化炭素排出量は 19.5% 減少しましたが、エネルギー消費量は 8.9% 減少にとどまっています。二酸化炭素排出量が減少した主な要因は、電力の二酸化炭素排出係数の減少と考えられます。

世帯当たりのエネルギー用途は、「照明・家電製品他」が最も多く、次いで「給湯」、「暖房」が多く、これらが全体の約 98% を占めています。

世帯当たりの二酸化炭素排出量とエネルギー消費量の推移



令和2年度（2020年度）の世帯当たりの用途別エネルギー消費量の割合



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業提供資料」を基に作成

(イ) 住宅における再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況

住宅における再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況を見ると、窓の断熱化をすべてまたは一部行っている住宅は 20%弱、太陽光発電の設置は約 1%状況です。いずれの設備も持ち家の方が導入している割合が高い状況です。

再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況

再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況						
上段：戸数（戸） 下段：総数に占める設置戸数の割合（%）						
		総数	太陽熱を利用した温水機器等	太陽光を利用した発電機器	二重以上のサッシ 又は複層ガラスの窓	
					すべての窓にあり	一部の窓にあり
中野区	住宅総数	206,190	510	2,250	21,060	19,550
		0.25	1.09	1.09	10.21	9.48
	持ち家	66,860	490	1,830	12,040	11,310
		0.73	2.74	2.74	18.01	16.92
	借家	121,790	20	430	9,020	8,230
		0.02	0.35	0.35	7.41	6.76
特別区部	住宅総数	5,220,100	26,700	63,800	616,900	563,800
		0.51	1.22	1.22	11.82	10.80
	持ち家	2,140,900	21,200	53,400	414,300	366,000
		0.99	2.49	2.49	19.35	17.10
	借家	2,714,300	5,500	10,400	202,600	197,800
		0.20	0.38	0.38	7.46	7.29

出典：総務省「平成30年住宅・土地統計調査」を基に作成

イ 民生業務部門

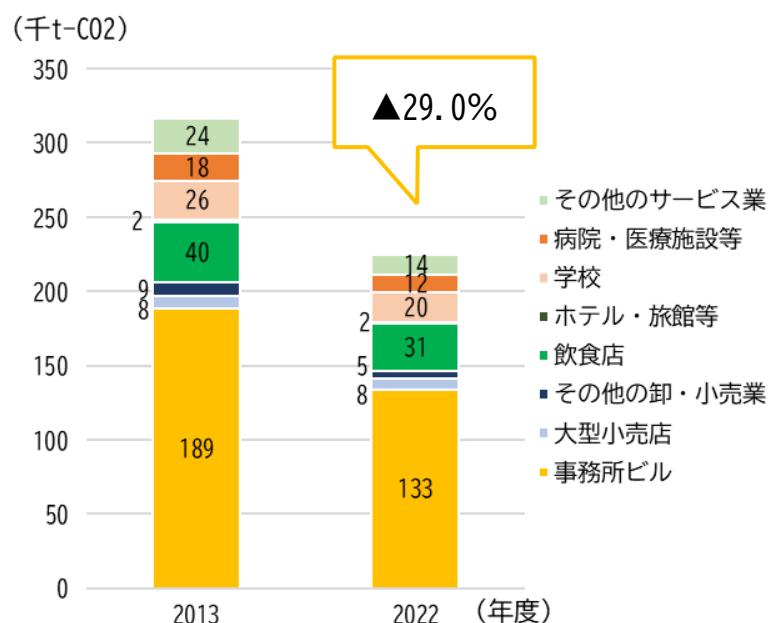
(ア) 二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量

民生業務部門の令和4年度（2022年度）の二酸化炭素排出量は、平成25年度（2013年度比）で29.0%減少しています。

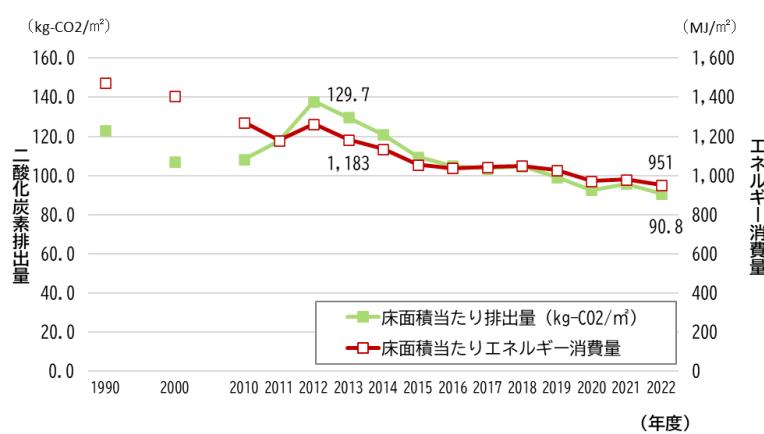
内訳に占める割合が高いのは、事務所ビル、飲食店ですが、平成25年度（2013年度）比では、事務所ビルが29.3%減少、飲食店が22.4%減少しています。

この間、業務系建築物の延床面積はほぼ横ばいの状況にあることから、減少の主な要因は、省エネルギーによる床面積当たりのエネルギー消費量の減少と、電力の二酸化炭素排出係数の減少と考えられます。

民生業務部門の二酸化炭素排出量の内訳



延床面積当たりの二酸化炭素排出量とエネルギー消費量の推移



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業提供資料」を基に作成

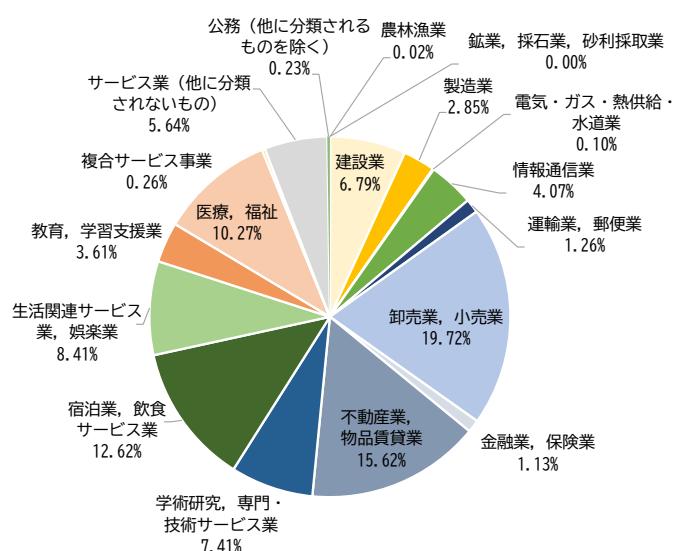
(イ) 事業所の業種・規模

令和3年（2021年）の区内の事業所数は約1.2万件です。業種ごとの内訳は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊、飲食サービス業」となっています。

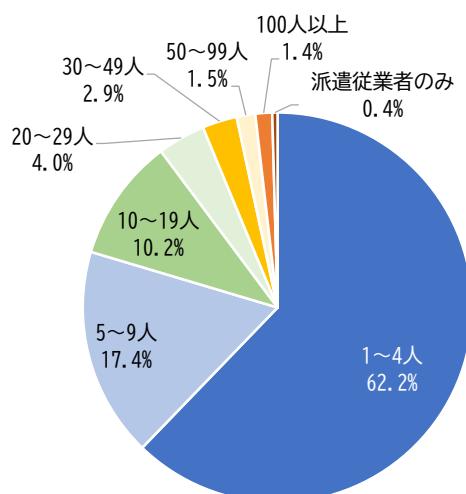
従業者数規模は、従業者数10人未満の事業所が約8割を占めています。

都の総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)の対象となる大規模事業所は11件で、同制度に基づき報告されている令和2年度（2020年度）の二酸化炭素排出量は5.6万t-CO₂です。民生業務部門の排出量との比較から、二酸化炭素排出の大部分は中小規模事業所からの排出であると考えられます。

産業中分類別事業所数の割合



従業者数規模別民営事業所数の割合



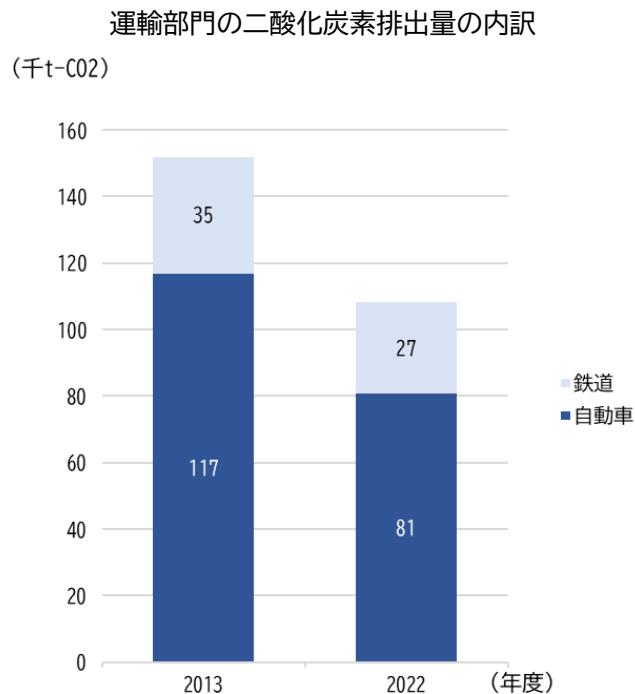
出典：総務省統計局「令和3年経済センサス-活動調査（産業横断的集計）」を基に作成

ウ 運輸部門

(ア) 二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量

運輸部門の令和 4 年度（2022 年度）の二酸化炭素排出量は、108 千 t-CO₂ で、平成 25 年度（2013 年度）比で 28.9% 減少しています。

運輸部門の排出量の約 7 割を占める自動車からの排出量は、平成 25 年度（2013 年度）比で 30.9% 減少しています。

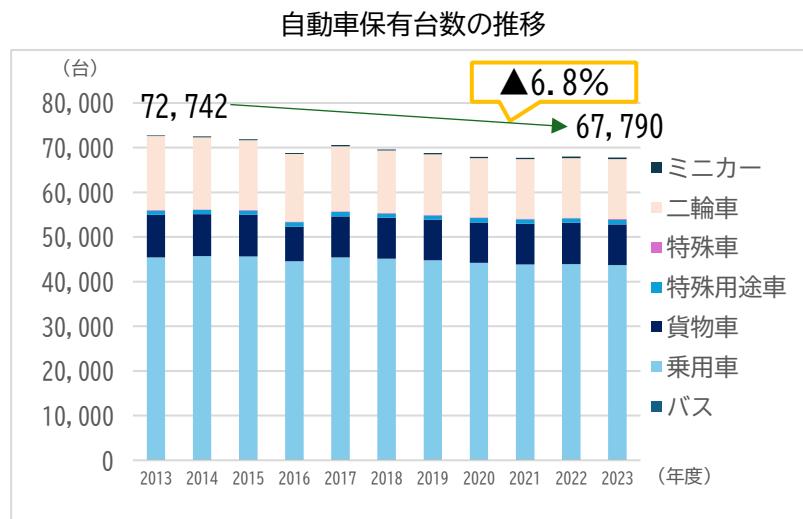


出典：「オール東京 62 市区町村共同事業提供資料」を基に作成

(イ) 自動車の保有状況

区内の自動車保有台数は、令和 5 年度（2023 年度）末時点で約 6.8 万台です。

平成 25 年度（2013 年度）末から 6.8% 減少しています。減少率が高いのは二輪車（18.7% 減）であり、乗用車は微減にとどまっています。



出典：「中野区統計書（各年）」を基に作成

工 産業部門

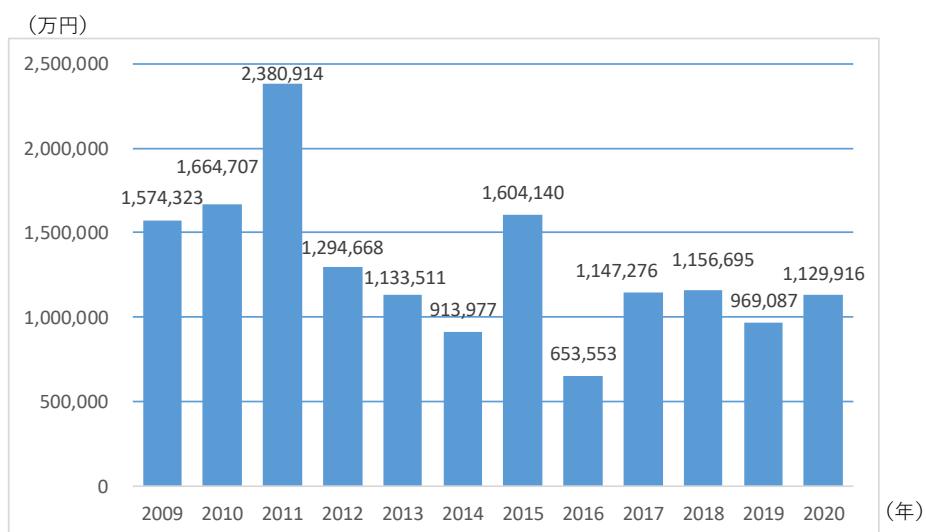
産業部門に該当する業種のうち第二次産業の事業所数は、平成 21 年（2009 年）以降、減少傾向にあります。

また、製造品等出荷額は、平成 23 年（2011 年）に 238 億円に達した後、半減し、平成 24 年（2012 年）以降は約 111 億円前後で増減しながら推移しています。



出典：総務省「平成 21 年～平成 28 年経済センサス基礎調査」を基に作成

製造品等出荷額の推移

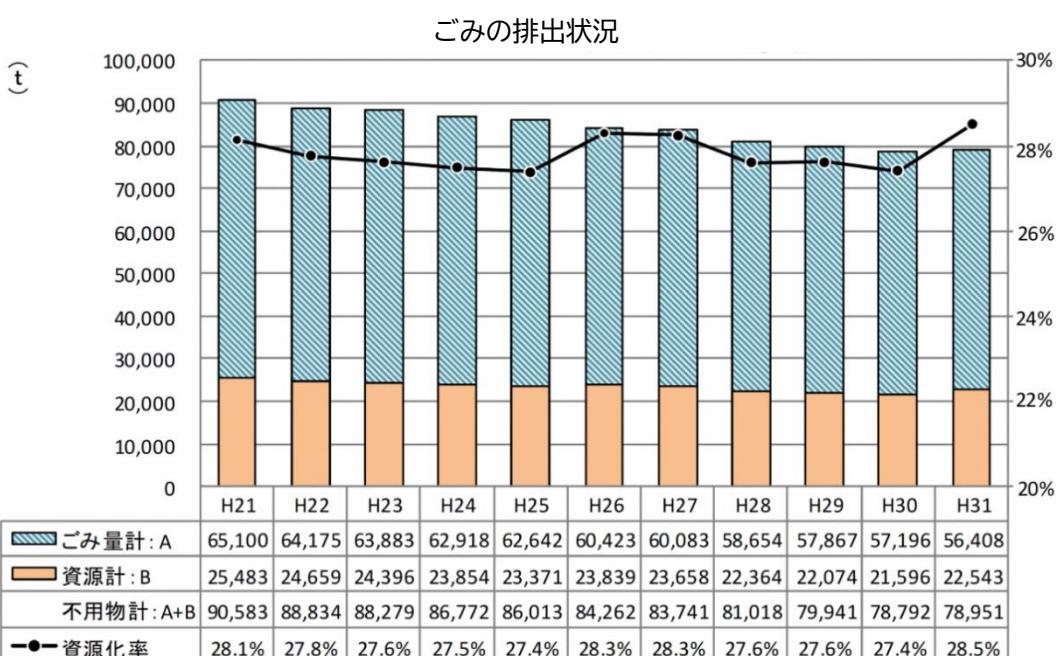


出典：経済産業省「平成 21 年～令和元年工業統計調査」を基に作成

才 廃棄物部門

区が収集したごみの量は、平成 21 年度（2009 年度）以降、減少傾向にあります。資源量については、平成 21 年度（2009 年度）から平成 25 年度（2013 年度）にかけて減少した後、平成 26 年度（2014 年度）以降は 22~23 万 t 前後で推移しています。

区民一人当たりのごみ量を見ると、平成 26 年度（2014 年度）に 523g/日であったものが、令和 4 年度（2022 年度）には 454g/日に減少しています。



出典：「第 4 次中野区一般廃棄物処理基本計画」（令和 3 年 9 月）

区民一人当たりのごみの排出量

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
区民一人 1 日あたりのごみ量 (g)	523	460	435

出典：「第 4 次中野区一般廃棄物処理基本計画」、中野区ホームページ掲載データを基に作成

(4) 中野区の二酸化炭素排出量将来推計

ア 将来推計の考え方

今後新たな対策を実施しなかった場合に排出される令和 12 年度（2030 年度）の中野区の二酸化炭素排出量に、以下による二酸化炭素排出量削減効果を積み上げた排出量を推計しました。

- ① 発電量に占める再生可能エネルギーの割合の拡大による電力排出係数の変化に伴う削減効果
- ② 国及び東京都の施策のうち法令に基づく規制誘導、または産業界による供給目標設定がなされているなど、実行の確実性が高い施策

イ 推計方法

（ア）BAU（現状すう勢ケース）

BAU（現状すう勢ケース）は、二酸化炭素排出量の算定式を構成する①活動量（世帯数、業務系建築物床面積等）、②エネルギー消費原単位（活動量当たりのエネルギー消費量）、③炭素集約度（電気、ガス等の排出係数）のうち、②エネルギー消費原単位及び③炭素集約度の値は変化しないと仮定して算出する推計です。

令和 12 年度（2030 年度）の BAU は、上記を踏まえ、二酸化炭素排出量を算定する部門ごとに、現状（令和 2 年度（2020 年度））の排出量に「①活動量の変化率」を乗じて算出しました。

各部門の活動量の変化率は、次の方法により求めました。

- ・推移に一定の傾向があり、適合性のある近似式が得られる指標は、近似式から令和 12 年度（2030 年度）の値を求め、変化率を設定
- ・数値の推移に一定の傾向がみられない指標は、指標の性質と実績値を踏まえ、令和 2 年度（2020 年度）の数値で固定、または過去 10 年間の平均から変化率を設定
- ・人口、業務用床面積、鉄道の乗降者人員については、下表に示した理由により、上記とは異なる方法で令和 12 年度（2030 年度）の活動量を推計し、変化率を設定

部門ごとの活動量の想定

部門		活動量指標	2030年度の活動量の想定
産業部門	農業	農家数 [戸]	実績は5年ごとの統計値を基にしており、傾向を算出できないため、最新の値である2020年度の値で固定
	建設業	新築着工面積 [m ²]	近年、明確な増減傾向がみられないため、10年間の平均値から推計
	製造業	製品出荷額 [万円]	
家庭部門		人口 [人]	中野区が行った将来人口推計を基に変化率を設定
業務部門		業務用床面積 [m ²]	2020年度の業務用床面積の総量(2,437,656 m ²)に、中野駅周辺まちづくりで2030年度までに増加する見込みの床面積を加算し、推計
運輸部門	自動車	自動車走行量 [百万台 km]	2011-2020の実績値のトレンドから推計
	鉄道	乗降者人員 [千人]	2020年度の値が新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特異値となっており、その後の生活スタイル等に影響が残っていることから、回復基調に入った2022年度の乗降者人員の水準が2030年度まで継続すると仮定し、統計資料から求めた2020年度から2022年度の区内鉄道駅の乗降者人員合計の変化率をもとに、2030年度の活動量を推計
廃棄物部門		焼却ごみ量 [t]	2011-2020の実績値のトレンドから推計

(イ) 電力排出係数の変化に伴う削減効果

全体の二酸化炭素排出量に占める電力由来の二酸化炭素排出量の比率は現状相当と仮定し、排出係数の変化率(減少率)を現状の電力由来の二酸化炭素排出量に乗じて算定しました。

電力排出係数の変化に伴う削減効果

最終エネルギー消費部門	2020年度実績値		2030年度推計値		電力排出係数の減少率 ※2	電力排出係数の減少による二酸化炭素排出量減少量 (千t-CO ₂)
	二酸化炭素排出量 (千t-CO ₂)	電力由來の二酸化炭素排出量 (千t-CO ₂)	二酸化炭素排出量 推計値 (千t-CO ₂)	電力由來の二酸化炭素排出量 推計値※1 (千t-CO ₂)		
	①	②	③	④=③×②/①	⑤	④×⑤
産業部門	27	11	25	10	-42.4%	-4
民生家庭部門	466	322	487	337	-42.4%	-143
民生業務部門	226	183	250	202	-42.4%	-86
運輸部門	109	29	103	33	-42.4%	-14
					計	-247.1

※1 運輸部門については、鉄道からの排出量が電力由來となっているため、鉄道の排出量(BAU)から算出した。

※2 電力排出係数の減少率は、東京都提供データの算出に使用された2020年度排出係数0.434kg-CO₂/kWhが、2030年度に国全体で想定される排出係数0.25kg-CO₂/kWh(出典:「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」)になるものとし、減少率42.4%とした((0.25-0.434)/0.434=-42.4%)。

(ウ) 国及び東京都の施策による削減効果

国及び都施策による削減効果については、確度の高い施策として、法による基準が設定される新築建築物・住宅の省エネルギー化、産業界による供給目標が設定されている次世代自動車の普及、燃費改善、東京都制度による中小規模新築建物への太陽光発電設置を見込みました。

① 国の施策による削減効果

下表の3つの施策を対象とし、「地球温暖化対策計画の削減量の根拠」に示された国全体の削減効果を、関連する統計値を指標として、全国における中野区の割合を算出し、按分により算定しました。

国の施策による削減効果

対策			削減効果按分値 (t-CO ₂)
業務部門	建築物の省エネルギー化	建築物の省エネルギー化（新築）	9,394
家庭部門	住宅の省エネルギー化	建築物の省エネルギー化（新築）	21,822
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善等	次世代自動車の普及、燃費改善	13,469
合計			44,685

② 東京都の施策による削減効果

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正により令和7年度（2025年度）から導入される中小規模新築建物に対する再エネ設備設置（太陽光パネル設置）に関する制度の削減効果として、都内の着工棟数の約半数が対象となると見込む都の想定を基に、区内における設置数量の見込みを推計し、削減効果を算出しました。

東京都の施策による削減効果

	数量	単位	備考
① 制度の対象となる施工棟数 (推計)	531	棟/年	2020年の区内における年間着工数1,002棟のうち、都の想定に基づき制度の対象となる大手ハウスメーカーによる着工棟数が53%を占めると想定
② 太陽エネルギー利用適合割合	70%		東京都の算定基準率
③ 区内における太陽光発電設置義務化棟数	372	棟/年	①×②
④ 1棟当たりの設備容量	4	kW	一般的な設置容量を想定（対象となる建物の設置義務は1棟当たり2kW）
⑤ 年間発電量	4,800	kWh/年	1kW当たりの年間発電電力量[kWh/年]の想定 =1200kWh/年 =定格出力[1kW]×設備利用率[13.7%]×24[時/日]×365[日/年]
⑥ 1棟当たりの年間削減効果	2,880	kg-CO ₂	環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和5年3月）p.292を踏まえ、国の地球温暖化対策計画に倣い、「再生可能エネルギーの導入」の削減効果は、火力平均排出係数として、2030年度に0.60kg-CO ₂ /kWhを想定する。
⑦ 義務化による年間削減効果	1,071,360	kg-CO ₂	⑥×③
⑧ 2025年度から2030年度までの6年間の削減効果	6,428	t-CO ₂	⑦×6年間÷1,000

(工) 中野区の施策による削減効果

施策	ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素のまちづくり	関連部・課 中野駅周辺まちづくり課
取組	まちづくりにおける脱炭素化	
主な事業	環境に配慮したまちづくり	
算定事業	中野駅周辺まちづくりにおける対策促進	

<算定方法>

(住宅部分)

$$\begin{aligned} & \text{1世帯当たりの二酸化炭素排出削減量} \times \text{中野駅周辺まちづくりにより増加する住宅戸数の見込み} \\ & = 0.2934 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 2,747 \text{ 戸} \\ & = 806 \text{ t-CO}_2/\text{年} \end{aligned}$$

(非住宅部分)

$$\begin{aligned} & \text{中野駅周辺まちづくりにより完成する建築物のエネルギー消費量削減量} \times \text{エネルギー消費量から二酸化炭素排出量への換算率} \\ & = 0.0397 \text{ kg-CO}_2/\text{MJ} \times 96,790,416 \text{ MJ} \\ & = 3,842,580 \text{ kg-CO}_2 \\ & = 3,843 \text{ t-CO}_2 \end{aligned}$$

削減効果の見込み	4,649 t-CO ₂
----------	-------------------------

施策	区の率先行動	関連部・課 公園課
取組	区有施設のZEB・ZEH化及び省エネルギー化並びにZEV導入の推進	
主な事業	区有施設における省エネルギー化の推進	
算定事業	公園灯のLED化	

<算定方法>

$$\begin{aligned} & \text{LED照明導入1件当たりの二酸化炭素削減量} \times \text{設置基數(2024~2027年度)} \\ & = 0.2 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 509 \text{ 基} \\ & = 102 \text{ t-CO}_2/\text{年} \end{aligned}$$

削減効果の見込み	102 t-CO ₂
----------	-----------------------

施策	ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素のまちづくり	関連部・課 公園課、道路建設課、環境課	
取組	都市基盤整備における脱炭素化		
主な事業	道路・公園等における熱環境緩和・緑化の推進		
算定事業	道路・公園等における緑化の推進		
①樹木による吸收			
<算定方法>			
<p>都市公園のバイオマス成長量から見込める吸收量 × 都市公園面積(2030年度見込み) $= 8.56 \text{ t-CO}_2/\text{ha}/\text{年} \times 47.5 \text{ ha}$ $= 407 \text{ t-CO}_2/\text{年}$</p>			
②屋上緑化による二酸化炭素削減効果			
<算定方法>			
<p>屋上緑化に伴う冷房負荷削減による排出削減見込量(1ha当たり) × 屋上緑化面積 (2024～2030年度の増加見込み) $= 24 \text{ t-CO}_2/\text{ha}/\text{年} \times 0.7 \text{ ha}$ $= 17 \text{ t-CO}_2/\text{年}$</p>			
		削減効果の見込み	
		424 t-CO ₂	

施策	ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素のまちづくり	関連部・課 環境課	
取組	区民・事業者の脱炭素化に向けた行動促進		
主な事業	再生可能エネルギーの利活用促進 省エネ性能を向上させる設備導入等の促進		
算定事業	省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入支援		
①太陽光発電			
<算定方法>			
<p>導入1件当たりの二酸化炭素削減量 × 導入件数(2024～2030年度) $= 2.88 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 315 \text{ 件}$ $= 907 \text{ t-CO}_2/\text{年}$</p>			
②蓄電池(太陽光発電設備と併設)			
<算定方法>			
<p>導入1件当たりの二酸化炭素削減量 × 導入件数(2024～2030年度) $= 0.447 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 665 \text{ 件}$ $= 297 \text{ t-CO}_2/\text{年}$</p>			
③家庭用燃料電池(エネファーム)			
<算定方法>			
<p>導入1件当たりの二酸化炭素削減量 × 導入件数(2024～2030年度) $= 1.51 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 350 \text{ 件}$ $= 529 \text{ t-CO}_2/\text{年}$</p>			
④高効率給湯器(エコキュート)			
<算定方法>			
<p>導入1件当たりの二酸化炭素削減量 × 導入件数(2024～2030年度) $= 0.526 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 245 \text{ 件}$ $= 129 \text{ t-CO}_2/\text{年}$</p>			
		削減効果の見込み	
		1,862 t-CO ₂	

施策	ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素のまちづくり	関連部・課 環境課		
取組	区民・事業者の脱炭素化に向けた行動促進			
主な事業	再生可能エネルギーの利活用促進			
算定事業	再生可能エネルギー電源の調達に関する情報提供			
<算定方法>				
再エネプランへの切替による1世帯当たりの二酸化炭素削減量 × 実施世帯数の見込み				
$= 0.643 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 17,780 \text{ 世帯}$				
$= 11,433 \text{ t-CO}_2/\text{年}$				
			削減効果の見込み 11,433 t-CO ₂	

施策	ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素のまちづくり	関連部・課 環境課		
取組	区民・事業者の脱炭素化に向けた行動促進			
主な事業	省エネ性能を向上させる設備導入等の促進			
算定事業	建物の断熱設備の導入支援			
①高断熱窓				
<算定方法>				
導入1件当たりの二酸化炭素削減量 × 導入件数				
$= 0.047 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 385 \text{ 件}$				
$= 18 \text{ t-CO}_2/\text{年}$				
②高断熱ドア				
<算定方法>				
導入1件当たりの二酸化炭素削減量 × 導入件数				
$= 0.014 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 70 \text{ 件}$				
$= 1 \text{ t-CO}_2/\text{年}$				
			削減効果の見込み 19 t-CO ₂	

施策	ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素のまちづくり	関連部・課 環境課	環境課																				
取組	区民・事業者の脱炭素化に向けた行動促進																						
主な事業	脱炭素化に向けた環境配慮行動の実践促進																						
算定事業	講座・イベント等の開催 脱炭素に貢献した取組に対する表彰 国・都の取組の情報提供																						
①省エネ行動の促進																							
<算定方法>																							
$\begin{aligned} & \text{1世帯当たりの削減効果} \times \text{実施世帯数の見込み} \\ & = 0.021 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 10,880 \text{ 世帯} \\ & = 228 \text{ t-CO}_2/\text{年} \end{aligned}$																							
②家電の買替促進																							
<算定方法>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>家電</th> <th>削減効果 (t-CO₂/台/年)</th> <th>導入世帯数の見込み</th> <th>削減見込み (t-CO₂/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷蔵庫</td> <td>0.037</td> <td>98,301</td> <td>3,637</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>0.033</td> <td>83,660</td> <td>2,761</td> </tr> <tr> <td>エアコン</td> <td>0.015</td> <td>66,928</td> <td>1,004</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td></td><td>7,402</td></tr> </tbody> </table>				家電	削減効果 (t-CO ₂ /台/年)	導入世帯数の見込み	削減見込み (t-CO ₂ /年)	冷蔵庫	0.037	98,301	3,637	テレビ	0.033	83,660	2,761	エアコン	0.015	66,928	1,004	合計			7,402
家電	削減効果 (t-CO ₂ /台/年)	導入世帯数の見込み	削減見込み (t-CO ₂ /年)																				
冷蔵庫	0.037	98,301	3,637																				
テレビ	0.033	83,660	2,761																				
エアコン	0.015	66,928	1,004																				
合計			7,402																				
			削減効果の見込み																				
			7,630 t-CO ₂																				

施策	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の意識醸成	関連部・課 ごみゼロ推進課	ごみゼロ推進課		
取組	食品ロスの削減				
主な事業	大学・飲食店等との連携				
算定事業	食品ロスの削減				
<算定方法>					
$\begin{aligned} & \text{食品ロス発生量の削減量 } 1 \text{ t 当たりの削減効果} \times \text{食品ロス削減量 (2024~2030 年度)} \\ & = 0.46 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 1,715 \text{ t} \\ & = 789 \text{ t-CO}_2/\text{年} \end{aligned}$					
			削減効果の見込み		
			789 t-CO ₂		

施策	徹底した資源化、再生素材や再生可能資源の利活用（リサイクル）	関連部・課 ごみゼロ推進課 清掃事務所	ごみゼロ推進課 清掃事務所		
取組	効率的な資源化の推進				
主な事業	資源プラスチックの回収 資源の拠点回収（びん・缶・ペットボトル等）				
算定事業	資源回収の促進				
<算定方法>					
$\begin{aligned} & \text{プラスチック類の焼却削減量 (乾燥ベース) } 1 \text{ トン当たりの削減効果} \times \text{ごみに含まれるプラスチックの削減量} \\ & = 2.7 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 2,483 \text{ t} \\ & = 6,704 \text{ t-CO}_2/\text{年} \end{aligned}$					
			削減効果の見込み		
			6,704 t-CO ₂		

施策	区の率先行動	関連部・課 環境課
取組	区有施設のZEB・ZEH化及び省エネルギー化並びにZEV導入の推進	
主な事業	区有施設のZEB・ZEH化の推進	
算定事業	区有施設のZEB・ZEH化	

<算定方法>

$$\begin{aligned} &\textcircled{1} \quad 2024 \text{ 年度から } 2030 \text{ 年度の間に更新期を迎える区有施設 (35 施設見込み) の令和4} \\ &\quad \text{年度二酸化炭素排出量 - ZEB・ZEH化後の二酸化炭素排出削減量 (ZEB(ZEH)} \\ &\quad \text{Ready 達成)} \\ &= 1,712 \text{ t-CO}_2 - 856 \text{ t-CO}_2 \\ &= 856 \text{ t-CO}_2 \\ &\textcircled{2} \quad \text{上記① - 本庁舎移転による二酸化炭素排出量増加量} \\ &= 856 \text{ t-CO}_2 - 377 \text{ t-CO}_2 \\ &= 479 \text{ t-CO}_2 \end{aligned}$$

削減効果の見込み	479 t-CO ₂
----------	-----------------------

施策	区の率先行動	関連部・課 環境課
取組	再生可能エネルギーの利用拡大	
主な事業	再エネ電力への切替	
算定事業	区有施設の再生可能エネルギー電力への切替	

<算定方法>

$$\begin{aligned} &\text{電気使用量 } 1\text{kW 当たりの削減効果} \times \text{再エネ未切替施設の電力使用量の見込み} \\ &= 0.000061 \text{ t-CO}_2/\text{kWh} \times 7,411,766 \text{ kWh} \\ &= 452 \text{ t-CO}_2/\text{年} \end{aligned}$$

削減効果の見込み	452 t-CO ₂
----------	-----------------------

施策	区の率先行動	関連部・課 環境課
取組	区有施設のZEB・ZEH化及び省エネルギー化並びにZEV導入の推進	
主な事業	庁有車からの二酸化炭素排出量の削減	
算定事業	庁有車の電気自動車等への切替	

<算定方法>

$$\begin{aligned} &\text{導入車両1台当たりの削減効果} \times \text{導入台数 (2024~2030 年度)} \\ &= 0.50 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 43 \text{ 台} \\ &= 22 \text{ t-CO}_2/\text{年} \end{aligned}$$

削減効果の見込み	22 t-CO ₂
----------	----------------------

施策	区の率先行動	関連部・課 環境課
取組	森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化	
主な事業	カーボン・オフセット	
算定事業	カーボン・オフセットの推進	

<数値の根拠>

○令和44年度(2022年度)実績値

- ・群馬県みなかみ町 森林整備 81.7 t-CO₂
- ・福島県喜多方市 森林整備(間伐)支援 70 t-CO₂

計 151.7 t-CO₂

削減効果の見込み	152 t-CO ₂
----------	-----------------------

(5) 2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた区における今後の検討の方向性

ゼロカーボンシティの実現に向けて、エネルギーの効率的な利用・省エネルギーによりエネルギー使用量を減らしていくこと、再生可能エネルギーの主力電源化をはじめとするエネルギーの脱炭素化を進めることを両輪として進める必要があります。また、デジタル技術の活用を通じて、これらを促進していくことも重要です。

さらに、資源循環の取組を通じた製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの排出低減も、カーボンニュートラル実現の観点から取り組んでいく必要があります。

ア 徹底した省エネルギーを実現する技術の活用促進

エネルギー使用量の削減に向け、既存の技術の普及、活用を更に促進していく観点から、中小企業における省エネルギーの強化、ZEB・ZEH の普及、既存ストックの省エネリフォームの拡大、ZEV の普及等を継続していくことが必要です。

また、熱需要の脱炭素化・熱の有効利用に向け、家庭向けにヒートポンプ給湯器や家庭用燃料電池などの省エネ機器の普及、業務・産業向けにコーチェネレーション※システムなどの更なる普及促進に努めていくことも必要です。

イ 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組の促進

国全体で再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組が進められる中、エネルギーの消費地である中野区においては、需要家側の対策を強化していくことが必要です。

自家消費型の再エネ設備の普及を図るため、公共施設、住宅などへの太陽光パネルの設置拡大、蓄電池併設による効率的利用を進めるとともに、2020 年代後半には普及が進むと見込まれるペロブスカイト太陽光電池※等の新たな技術の導入に努めていくことが考えられます。

また、再エネ電力の利用拡大に向け、企業が自らの事業の使用電力を 100% 再エネで賄うことを目指す「RE100※」など、電気契約・電力調達に関わる区民、事業者の取組を更に促進していくことも重要です。

ウ 新たなエネルギー（水素、カーボンリサイクル燃料等）の普及

エネルギーを使う需要家側の対策として、再生可能エネルギーの利用拡大に加え、ガス、ガソリンに代わる非化石燃料の利用を拡大していくこと、そのためのインフラ整備を促進していくことが必要です。

水素エネルギー※は、幅広い分野での活用が期待されるエネルギーの一つです。水素モビリティ（燃料電池自動車、燃料電池バス、燃料電池トラック等）の導入と水素ステーションの整備促進、燃料電池（家庭用、業務・産業用）の導入促進などにより、利用拡大を図っていくことが必要です。

また、メタネーション※、合成燃料（e-fuel）※等、カーボンリサイクル燃料※の普及を進めていくことも必要です。

工 デジタル化によるエネルギー利用の効率化

デジタル化の進展は、シェアリングなど人・物・金の流れの最適化が進むことなどを通じ、エネルギーの効率的な利用・省エネルギーにもつながります。

移動の分野では、情報通信技術を活用しながら多様なモビリティをサービスでつないで切れ目なく利用できるMaaSの実装などが必要です。また、自動運転に対応した道路の改良なども今後の検討課題です。

さらに、情報通信技術を用いて太陽光発電設備、蓄電設備（電気自動車、蓄電池）など区内の分散型エネルギー資源を制御するバーチャルパワープラント（VPP※）、電力の需要パターンを制御するディマンド・リスポンス（DR※）など、分散型エネルギーを活用、最適化する技術を東京都や他自治体と連携して検討していくことも課題となります。

才 持続可能な消費・生産及びサーキュラーエコノミーへの移行

サーキュラーエコノミーは、市場のライフサイクル全体で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る社会経済システムのことです。

令和6年には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が改定され、新たにヒートポンプ式電気給湯器を始めとした7品目において、カーボンフットプリントの開示が特定調達物品等の判断の基準等に設定されました。

LCAなどを活用し、日常生活を支えている物品の材料の生成や加工、製品の製造から廃棄に至る過程の二酸化炭素排出量を意識した消費行動や事業活動を浸透させていくことが必要です。

(6) ゼロカーボンシティ実現に向けた区民や事業者の取組

ア 区民の取組

ゼロカーボンシティの実現に向けた区民の取組を「住まい」、「移動」、「消費・食」の3つの観点で示します。

住まい

		すぐできること ←→ 中長期的に取り組むこと
持ち家	戸建住宅	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ診断を受ける 自宅に太陽光パネル、蓄電池を設置する 給湯器をヒートポンプ式給湯器に更新する 自宅を断熱リフォームする 家具、内装に木材を利用する <p>◆自動車を保有する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 買い替え時に電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を導入し、V2H機器を設置する
	集合住宅	<p>◆専有部分の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存のアルミサッシに内窓を設置する 給湯器をヒートポンプ式給湯器に更新する 省エネ浴室改修を実施する 家具、内装に木材を利用する <p>◆集合住宅全体の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ診断を受ける 共用部の照明をLED化する 窓、玄関ドアの断熱化を進める 外壁面に遮熱性塗料を使用する 太陽光パネル、蓄電池を設置する
	賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> 複層ガラス、ヒートポンプ式給湯器が導入されているなど、環境性能の高い賃貸住宅を選択する ZEH、ZEH-Mに住み替える

※ 各住まいに共通して実行できる日常的な省エネルギーの取組の例

	取組	二酸化炭素削減効果
リビング	暖房時 20°C・冷房時 28°C（室温）を目安にエアコンの温度を設定する	冷房 14.8 kg-CO ₂ 暖房 26.0 kg-CO ₂
	家電、パソコンなどの省エネモードを活用する	パソコン 6.2 kg-CO ₂
	電気カーペット、こたつの設定温度を低めに設定する	電気カーペット 91.0 kg-CO ₂ こたつ 24.0 kg-CO ₂
台所	冷蔵庫の温度設定を季節に応じて調整する	30.2 kg-CO ₂
	冷蔵庫にものを詰め込みすぎない	21.4 kg-CO ₂
	冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する	22.1 kg-CO ₂
	炊飯器の長時間保温をしない	22.4 kg-CO ₂
	電気ポットの長時間保温をしない	52.6 kg-CO ₂
バス・トイレ	こまめに水道やシャワーを止める	30.7 kg-CO ₂
	トイレを使わない時は、電気便座のふたを閉める	17.1 kg-CO ₂

出典：東京都「家庭の省エネハンドブック 2023 年度版」を基に作成

移動（自動車を日常的に利用する場合）

すぐできること	中長期的に取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブを行う ・近場の移動は、徒歩、自転車、公共交通を利用する <p>◆自動車通勤をしている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤を公共交通機関に切り替える ・テレワークを行う 	<p>↔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーシェアリングを活用する ・自動車を購入、買い替える際は、ZEVを選択する <ul style="list-style-type: none"> ・自宅の太陽光発電や、再エネ電気プランを利用して、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の充電を再生可能エネルギーで行う

消費・食に関する取組

すぐできること	↔	中長期的に取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">・マイバッグ、マイボトル、マイ箸、マイストロー等を使う・詰め替え製品など環境に配慮した製品を選ぶ・衣料品、家具、家電製品など“もの”を大切に、長く使う・食品ロスを減らす・資源とごみの分別を徹底する・フリマ、シェアリングサービスを活用する・自宅でコンポストを行う		<ul style="list-style-type: none">・旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活を実現する・製品の製造から廃棄に至る過程の二酸化炭素排出量を意識して脱炭素型の製品・サービスを選ぶ

イ 事業者の取組

ゼロカーボンシティの実現に向けた事業者の取組を「建物・設備・エネルギー」、「自動車利用」、「事業活動全般」の3つの観点で示します。

建物・設備・エネルギー

事業所 の形態	すぐできること ←→ 中長期的に取り組むこと
事業所（建屋） を所有	<ul style="list-style-type: none">・毎月の電気、ガスの使用状況、光熱費を見る化する・空調の適温運転、クールビズ・ウォームビズ等、日常的に省エネルギーに取り組む・照明をLED化する・省エネルギー型の機器を導入する・再エネ電気プランに契約を切り替える・使い捨てプラスチック製品・包装類の使用を抑制する <ul style="list-style-type: none">・省エネルギー診断を受診する・高効率空調機を導入する・自社建物の高断熱化を図る・太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池など、脱炭素エネルギーを導入する・自社建物に太陽光パネルを設置する・BEMS（エネルギー管理機器）を導入する
テナントとして 入居	<ul style="list-style-type: none">・窓や壁面への直射日光を遮蔽する工夫をする・内装、什器等に国産木材を利用する <ul style="list-style-type: none">・環境性能の高い物件を選択する・ZEBの物件を選択する

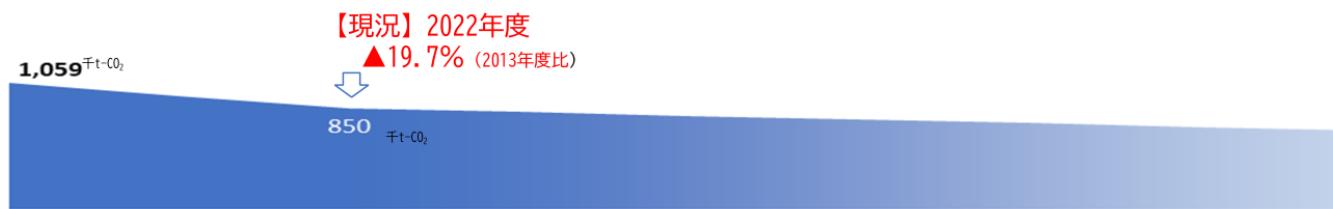
自動車利用（日常的に事業活動で自動車を使用している場合）

すぐできること	↔	中長期的に取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を使用する際は、エコドライブを実践する ・日常の移動は、できるだけ徒歩、自転車、公共交通を利用する ・テレワークを推奨し通勤の移動を減らす 		<ul style="list-style-type: none"> ・社有車、リース車をZEVにする ・自動車の運行ルートを工夫し、走行距離を減らす ・共同配送の実施など、輸配送の効率化を進める

事業活動全般

すぐできること	↔	中長期的に取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の電気、ガスの使用状況、光熱費を見る化する【再掲】 ・従業員の環境意識向上に努める ・廃棄物を削減する 		<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムを運用する ・自社のエネルギー使用量、二酸化炭素排出量等の情報を開示し、削減に向けた取組を進める ・エネルギー使用量、二酸化炭素排出量の削減に関する取引先の取組を把握し、製品の製造から廃棄に至る過程の二酸化炭素排出量の削減を進める

(6) 2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた道筋のイメージ



	2013	2022	2025
中野区の取組			
まちづくりの全体方針			<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギーの効率的利用の推進 ● みどりを活かしたゆとりある環境の形成 ● 環境負荷の少ない交通環境の形成
ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素のまちづくり			<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりにおける脱炭素化 ●都市基盤整備における脱炭素化 ●交通手段や移動における脱炭素化 ●区民・事業者の脱炭素化に向けた行動促進
区の率先行動			<ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギーの利用拡大 ●区有施設のZEB・ZEH-M化及び省エネルギー化並びにZEV導入の推進 ●職員の環境配慮行動の促進 ●森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化
発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の意識醸成			<ul style="list-style-type: none"> ●不用物総量の減量促進 ●食品ロス削減の推進 ●リユースの促進
徹底した資源化、再生素材や再生可能資源の利活用（リサイクル）			<ul style="list-style-type: none"> ●適正排出の推進、不法投棄対策 ●効率的な資源化の推進
環境教育等による環境行動の促進			<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちに向けた環境教育の推進 ●環境学習・体験機会の提供 ●環境意識の向上と行動変容の促進に向けた仕組みづくり
多様な主体との連携・協働による環境保全活動の推進			<ul style="list-style-type: none"> ●区内の様々な主体と連携した環境保全活動の推進 ●新たな主体との連携の推進
区民・事業者の取組			
区民・事業者			<ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷の少ない交通手段 ●脱炭素型エネルギーの利用 ●省エネルギーの推進 ●木材利用 ●消費・食に関する取組

2030年度目標



2013年度比46%削減

572 千t-CO₂

2050年
実質ゼロ

到達目標

2030

2050

2050年に向けた取組の方向性

- バーチャルパワープラント(VPP)、ディマンドリスpons(DR)など、分散型エネルギーを活用、最適化する技術の導入
- ペロブスカイト太陽光電池等の新たな技術の導入
- ZEH・ZEBの普及
- コージェネレーションシステムの普及
- MaaSの実装
- 新たなエネルギーの活用
- 再生可能エネルギー電力への切替促進
- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
- 社会経済動向を踏まえた脱炭素施策の展開

ゼロカーボンシティ実現

まちづくりを通じた
脱炭素化の取組の定着

再エネ最大限活用
全ての建物のZEH・ZEB化
全ての自動車のZEV化

脱炭素型の
ライフスタイル、
ビジネススタイルの
定着
持続可能な
資源循環の実現

2050年に向けた取組の方向性

- ZEH、ZEH-Mへの建替、住替
- ZEVへの買替
- 自社のZEB化
- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

区役所の活動の
カーボン
ニュートラル化

3 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）に係る資料

(1) 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）対象範囲

ア 対象とする施設

原則として、区の事務事業を行う全ての施設を対象とし、外部への委託や指定管理者※が管理運営を行っている施設も適用の範囲とします。

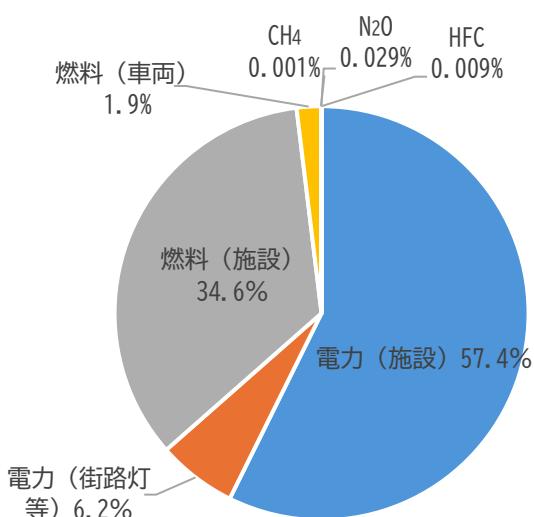
イ 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項において既定されている7種類の物質のうち、区の事務事業から排出される二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)及びハイドロフルオロカーボン(HFC)※の4種類とします。

なお、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)及び三ふつ化窒素(NF₃)は、区の事務事業からは排出されていないため、第4次計画では対象としません。

(2) 基準年度における温室効果ガス排出量

ガス種別	排出要因	排出量(t-CO ₂)	構成比(%)
二酸化炭素(CO ₂)	電力(施設)	9,733.9	57.4
	電力(街路灯等)	1,044.4	6.2
	燃料(施設)	5,865.5	34.6
	燃料(車両)	315.0	1.9
メタン(CH ₄)	自動車の走行	0.2	0.001
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行	5.0	0.029
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	自動車エアコンの利用	1.4	0.009
合計		16,965.3	100.0



(3) 第3次計画における目標達成状況

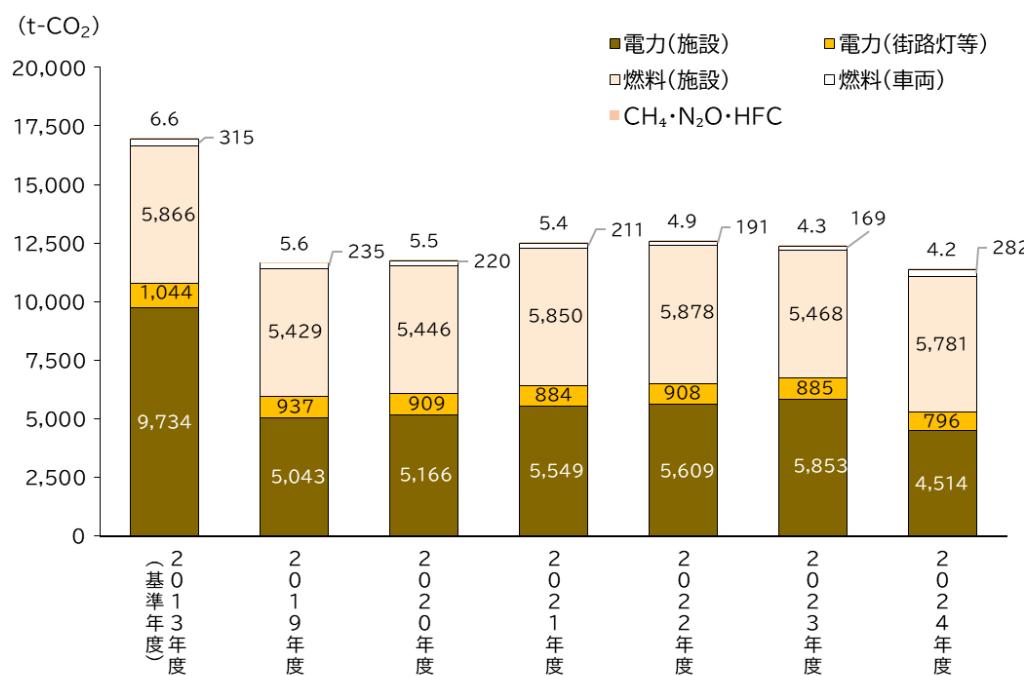
ア 温室効果ガス排出状況の分析

区は、平成18年度(2006年度)からEMS^{*}を導入し、組織全体で省エネルギー、環境負荷低減のための取組を行っています。

また、CO₂排出係数が低い電力を供給する特定規模電気事業者から電気を調達するなど、CO₂排出量削減のための取組も行っています。

基準年度（平成25年度(2013年度)）から令和6年度(2024年度)までの温室効果ガス排出量の推移を見ると、平成25年度(2013年度)以降の低炭素電力への切り替え等により、令和6年度(2024年度)の温室効果ガス排出量は、基準年度比67.1%となりました。

ガス種別(t-CO ₂)		平成25年度 (2013年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	電力(施設)	9,733.9	5,042.8	5,165.5	5,548.6	5,609.4	5,853.1	4,514.3
	電力(街路灯等)	1,044.4	936.8	908.5	884.4	908.2	885.2	795.6
	燃料(施設)	5,865.5	5,429.4	5,446.1	5,849.6	5,877.6	5,467.8	5,781.3
	燃料(車両)	315.0	234.9	220.2	210.7	191.2	168.5	282.2
メタン(CH ₄)、一酸化二炭素(N ₂ O) ハイドロフルオロカーボン(HFC)		6.6	5.6	5.5	5.4	4.9	4.3	4.2
合 計		16,965.3	11,649.5	11,745.8	12,498.7	12,591.3	12,378.9	11,377.6
基準年度比(%)		100.0	68.7	69.2	73.7	74.2	73.0	67.1

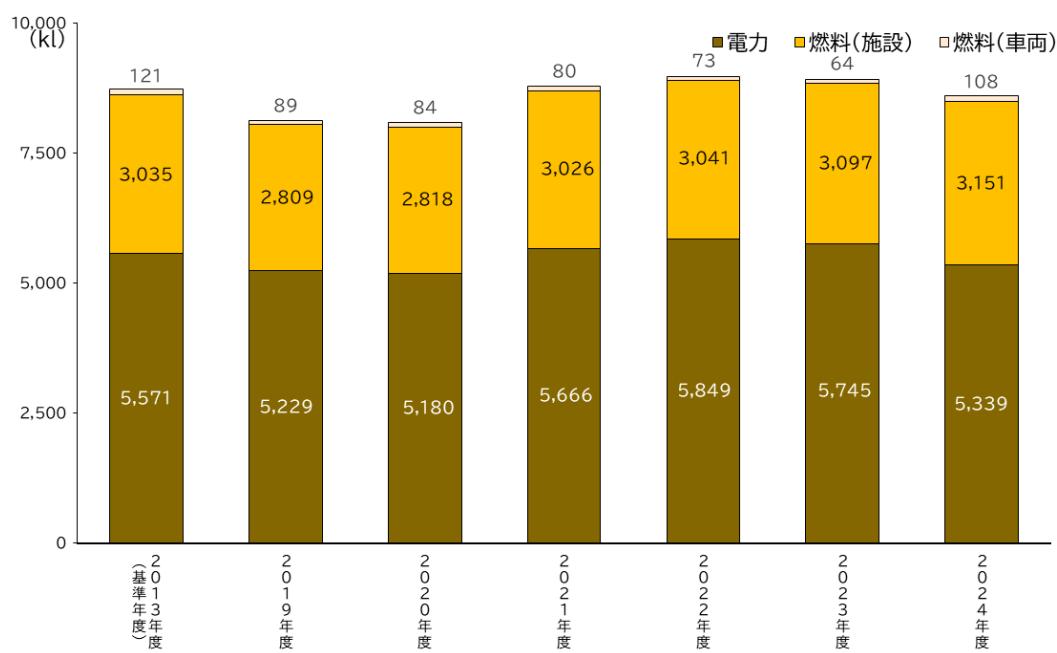


イ エネルギー使用状況の分析

基準年度である平成 25 年度(2013 年度)のエネルギー使用状況は、8,726.6kl です。エネルギーの種類別でみると、電気の使用に伴うエネルギー使用量が 5,571.1kl であり、全体の約 63.8%を占めています。次いで、施設での燃料使用（都市ガス）に伴うエネルギー使用量が 3,034.7kl であり、全体の約 34.8%を占めています。

平成 25 年度(2013 年度)以降、施設で使用する電力と施設及び車両で使用する燃料を削減し、令和 6 年度(2024 年度)のエネルギー使用量は、基準年度比 98.5%となりました。

エネルギー使用量 (kl)	平成25年度 (2013年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
電力	5,571.1	5,229.0	5,179.5	5,665.5	5,849.3	5,744.5	5,338.6
燃料(施設)	3,034.7	2,809.1	2,817.7	3,026.4	3,041.0	3,096.7	3,150.5
燃料(車両)	120.8	89.3	83.6	80.0	72.6	64.1	107.8
合 計	8,726.6	8,127.4	8,080.8	8,771.9	8,962.9	8,905.3	8,596.9
基準年度比(%)	100.0	93.1	92.6	100.5	102.7	102.0	98.5



ウ 電気の基礎排出係数の分析

電力事業者	平成25年度（2013年度）		令和6年度（2024年度）	
	電力使用量 (千kwh)	基礎排出係数 (t-CO2/mwh)	電力使用量 (千kwh)	基礎排出係数 (t-CO2/mwh)
東京電力エナジーパートナー 株式会社	17,983	0.525	9,066	0.431
コスモ石油マーケティング 株式会社	-	-	1,446	0.000
出光グリーンパワー株式会社	610	0.018	1,226	0.000
東京エコサービス株式会社	3,066	0.092	11,156	0.018
東京ガス株式会社	-	-	908	0.355
エフピットコミュニケーションズ 株式会社	-	-	56	0.804
中部電力ミライズ株式会社	-	-	93	0.421
区全体	21,658	-	23,950	-

（4）温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

国の地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月）においては、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」のエネルギー起源 CO2 の 2030 年度の削減目標を平成 25 年度（2013 年度）比で約 51% 削減としています。

区では、本計画で定める民生業務部門における二酸化炭素排出削減量の目標と合わせ、区の事務事業における 2030 年度の温室効果ガス排出量の目標を、平成 25 年度（2013 年度）比で 52.8% 削減とします。

【温室効果ガス排出量の削減目標】

国が毎年公表する排出係数で算出し、令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で 52.8% 削減を目指します

（5）国の実行計画と軌を一にした取組と目標

太陽光発電	区有施設整備の際には、設置可能な場合は、原則太陽光発電設備の導入を図っていく。既存施設については、設備の設置可能性を調査し、計画的な設備導入を目指す
区有施設の省エネ化	脱炭素社会の実現に向けた区有施設整備方針に基づき、新築・改築する建築物においては原則 ZEB ready 相当以上の水準を目指す 既存建築物について省エネ対策を徹底する
庁有車	脱炭素社会の実現に向けた庁有車購入方針に基づき、車両購入の際は原則 100% 電動車導入を目指す
LED	2030 年度までに 100% LED 照明導入を目指す ※利用実態のない施設等は除く
再エネ電力の調達	2030 年度までに区有施設が調達する電力の 60% 以上を再エネ電力とする

(6) 中野区環境マネジメントシステムについて

ア 目的

2050 年に区内の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて、中野区は一事業者として脱炭素社会の実現に向けた課題に真摯に向き合い、全庁を挙げて、環境負荷の低減を図る取組を推進しています。

中野区基本計画の区政運営の基本方針に基づく「脱炭素の取組に係るマネジメントの推進」を踏まえながら、計画の基本目標 1 施策 2 「区の率先行動」の取組・主な事業の推進及びそのために定めた各環境配慮方針の運用を、毎年度着実に実行するための仕組みとして、環境マネジメントシステムの運用に継続して取り組んでいます。

イ 適用範囲

区役所本庁舎及び区が所有又は賃借している施設とします。ただし、事業者に貸与している施設は除き、区職員が配置されている施設又は指定管理者が管理する施設とします。

ウ 適用組織及び適用業務

適用範囲内の区長部局、教育委員会事務局、会計室、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局が行うすべての事務事業とします。

エ 適用職員

適用組織が所掌する事務事業に関与するすべての者とします。ただし、次のとおり区分し運用面で異なる規定ができるとします。

(ア) 職員 : 一般職員のほか、再任用職員、会計年度任用職員（補助職、専門職）、任期付職員を含む

(イ) 委託職員 : 適用範囲内で勤務するが、区以外の団体に雇用される者

(ウ) 指定管理者 : 適用範囲内で勤務するが、区以外の団体に雇用される者

(エ) その他 : (ア) ~ (ウ) に該当しない者

4 生物多様性地域戦略に係る資料

(1) 生物多様性地域戦略の対象区域

対象区域は、区内全域とします。

(2) 生き物調査（令和6年秋、令和7年春）の概要

ア 目的

中野区における生物多様性保全の今後の方向性を検討するため、区内の動植物の実態を把握するため

イ 調査対象

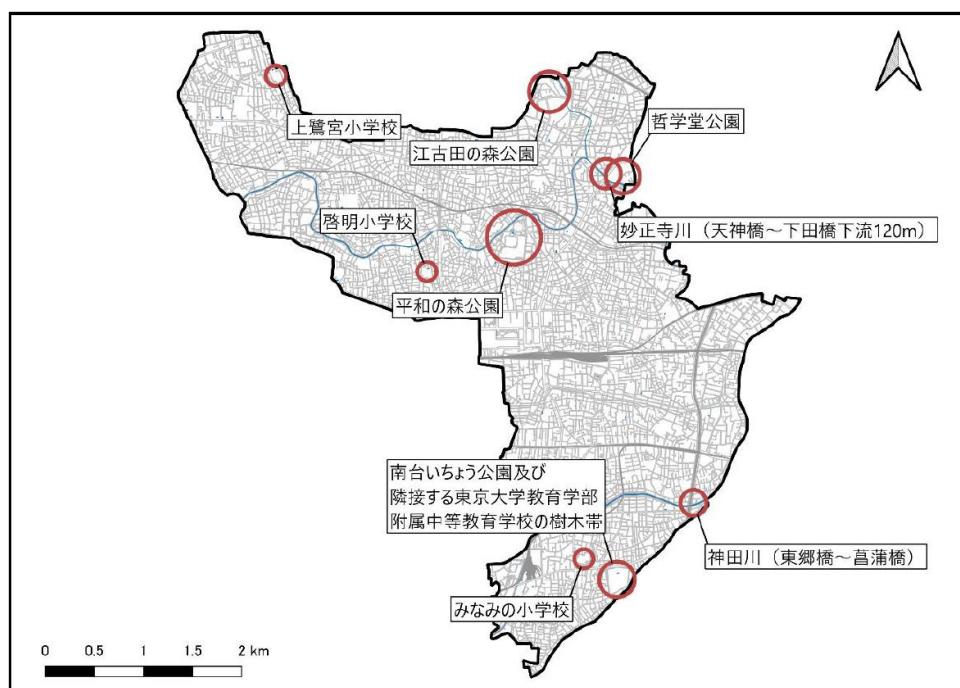
植物、昆虫類、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、水生昆虫類、甲殻類

ウ 調査した場所

公園 : 平和の森公園、哲学堂公園、江古田の森公園、南台いちょう公園（隣接する東京大学教育学部附属中等教育学校樹木帯を含む）

河川 : 神田川、妙正寺川

区有施設：啓明小学校、上鷺宮小学校、みなみの小学校



工 調査によって確認できた種

	科数	種数
植物	137 科	649 種
昆虫類	128 科	291 種
水生動物	31 科	38 種
鳥類	13 科	17 種
哺乳類	1 科	1 種
爬虫類	4 科	4 種
両生類	1 科	1 種

5 用語解説

英数	
COP (コップ)	Conference of the Parties (締約国会議) の略。 国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置される会議。地球温暖化の分野では気候変動枠組条約締約国会議のことを指す。年1回会合が開かれ、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出削減目標や枠組について議論されている。
CSR	Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任) の略。 企業が社会的な存在として果たすべき責任のこと。企業には、自社の利益を追求するだけでなく、環境や人権などにも配慮した経営を行うことが求められている。
DR (ディマンド・リスポンス)	Demand Response の略。 消費者が賢く電力使用量を制御することで、電力需要パターンを変化させること。電力の需要と供給のバランスをとることで、電力使用量の抑制、再エネ由来の電力の有効利用につながり、電気を賢く効率的に使用することができる。 需要制御のパターンによって、需要を減らす（抑制する）「下げ DR」、需要を増やす（創出する）「上げ DR」の二つに区分される。 また、需要制御の方法によって、①電気料金型（電気料金設定により電力需要を制御する）と、②インセンティブ型（需要家が電力会社などの要請に応じて電力需要の抑制等をすることにより対価を得る）の二つに区分される。
EMS	Environmental Management System (環境マネジメントシステム) の略。 組織運営の中で環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくための推進体制や仕組みのことをいう。

GIS	Geographic Information System (地理情報システム) の略。 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のことをいう。
J-クレジット	省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による CO ₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO ₂ 等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度のことをいう。
LCA	Life Cycle Assessment の略。 製品やサービスの資源採取から製造、使用、廃棄・リサイクルに至るまでの全過程を通じた環境への影響を評価する手法のことをいう。
LED	Light Emitting Diode (発光ダイオード) の略。 順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと で、照明に役立てているものを LED 照明という。LED 照明は、電球や蛍光灯に比べ応答速度が速いだけでなく、電気消費量が少ない、寿命が長いなどの特長を持つ。
MaaS (マース)	「Mobility as a Service」の略称。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。
RE100	Renewable Energy 100%の略。 事業を 100%再エネ電力で賄うこと目標とする企業連合のこと。 RE100 に取り組むことで、化石燃料によるリスクの回避、再エネの市場規模拡大による調達選択肢の増加や価格低下、ESG 投資（環境問題、社会問題、企業統治への取組を考慮した投資）の呼び込みなどのメリットがある。

SDGs（エスディイージーズ）	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。 地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとして、日本も積極的に取り組んでいる。
t-CO ₂ （トンシーオーツー）	二酸化炭素1トンを意味する単位のこと。
VPP	Virtual Power Plantの略。 太陽光発電設備や蓄電池、電気自動車などを含む分散型エネルギー資源を、IoTを活用した高度なエネルギー・マネジメント技術によって一元管理・遠隔制御することで、ひとつの発電所のような機能を提供する仕組みのこと。
ZEB（ゼブ）	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。
ZEH（ゼッチ）	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味で、使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のことをいう。
ZEH-M（ゼッチ・マンション）	Net Zero Energy House Mansionの略。 ZEHの集合住宅のこと。

3R（スリーアール）	環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組（リデュース、リユース、リサイクル）の頭文字をとったもの。リデュース（Reduce：発生抑制）は、必要のないものは買わない、使い捨てのものなどごみになりそうなものは利用しないこと等により、ごみの量を減らすこと、リユース（Reuse：再使用）は、使用済みになんでも、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること、リサイクル（Recycle：再生使用）は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用することで、リデュース、リユース、リサイクルの順番で優先して取り組むことが求められている。
------------	---

あ

インセンティブ	特定の行動を促す「刺激・動機・励み・誘因」のこと。
エコオフィス活動	企業やオフィスにおいて環境負荷の低減を目指し、資源の節約、省エネルギー化、廃棄物削減などを実践する取組のこと。
エネルギー・マネジメント	工場やビルなどの施設におけるエネルギー使用状況を把握した上、最適なエネルギー利用を実現するための活動を行うこと。
エンボディドカーボン	建築物の資材調達から製造、輸送、建設、維持管理、解体・廃棄・リサイクルに至るまでの、運用以外で排出される二酸化炭素(CO ₂)などの温室効果ガスの総量のこと。
屋上緑化	建築物などの屋上に植物を植えて緑化すること。緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減などの効果がある。
温室効果ガス	太陽光線によって温められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。温室効果ガスには二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、フロンガスなどがある。

か

カーボン・オフセット	日常生活や事業活動において、削減努力をしても減らせない二酸化炭素排出量を、森林整備（間伐）などによる二酸化炭素吸収量で埋め合わせること。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。脱炭素ともいう。 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。また、カーボンニュートラルを実現した社会を脱炭素社会という。
カーボンフットプリント	Carbon Footprint of Products の略語。 製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガス排出量を二酸化炭素排出量に換算し、製品に表示された数値もしくはそれを表示する仕組みのこと。
海洋プラスチックごみ問題	ポイ捨てされたり放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出し、海岸や海底にたまつたり、水中を浮遊したりするごみの問題。なかでも、5mm未満の微細なプラスチックは「マイクロプラスチック」と呼ばれる。 プラスチックを含む海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、国内外で様々な問題を引き起こしている。
外来種	もともとその地域で生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。
家電 4 品目	家電リサイクル法の対象となる家庭用のエアコン、テレビ、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」のこと。 小売業者による引取り及びメーカー等によるリサイクルが義務付けられているため、区では収集できない品目。

環境収容力	環境を損なうことなく、受け入れることのできる人間の活動または汚染物質の量のこと。環境基準などを設定した上で、許容される排出総量を与えるものと、自然の浄化能力の限界量から考えるものがある。
環境マネジメントシステム	組織運営の中で環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくための推進体制や仕組みのことをいう。EMS。
気候変動	温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。IPCC による第 6 次報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」としている。
狭あい道路	幅員が狭く、救急車や消防車等の通行が困難な道路。法律的な定義はないが、幅員 4m 未満の道路を指す場合が多い。建築基準法により、沿道で建物を建替える場合、道路中心線から 2m 後退して建てることが必要となっている。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりをすすめる取組
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。2001 年 4 月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行された。
軽小型貨物車	軽自動車の規格（排気量 660cc 以下、全長 3.4m 以下、全幅 1.48m 以下、全高 2m 以下）で、車両の用途が貨物自動車として登録されている自動車のうち、定められた架装基準等に適合したもの。

合成燃料（e-fuel）	<p>二酸化炭素（CO₂）と水素（H₂）を合成して製造される燃料。</p> <p>原料となる二酸化炭素は、発電所や工場などから排出された二酸化炭素を利用する。将来的には、大気中の二酸化炭素を直接分離・回収する「DAC 技術」を使って回収された二酸化炭素を再利用することが想定されている。</p> <p>もう一つの原料である水素は、製造過程で二酸化炭素が排出されることがない再生可能エネルギーなどでつくった電力エネルギーを使って、水から水素をつくる「水電解」を行うことで調達する方法が基本となる。再エネ由来の水素を用いた合成燃料は「e-fuel」とも呼ばれる。</p>
行動変容	人の考え方や意識の変化によって、それまでの行動や習慣が変わり、定着していく一連のプロセスのこと。
コーチェネレーション	<p>天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電する際、生じた廃熱も同時に回収するシステムのこと。熱電併給システムとも呼ばれる。</p> <p>回収した廃熱を、蒸気や温水として工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用することで高効率なエネルギー利用が可能となり、一次エネルギーの削減、エネルギーからの二酸化炭素排出量を減らすことに役立つ。</p>
ごみゼロデー（クリーンキャンペーン）	毎年 5 月 30 日に実施している、区主催の美化清掃活動

さ

サーキュラーエコノミー（循環経済）	<p>資源を効率的に循環させ、持続可能な社会をつくるとともに経済的な成長もめざす経済システムのこと。</p> <p>従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指す。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいる。</p>
-------------------	---

再エネ電気プラン	小売り電気事業者が提供する、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源としたプランのこと。 発電設備を設置しなくとも契約を切り替えるだけで再生可能エネルギーの利用が可能となり、再生可能エネルギー割合が 100%のプランであれば、二酸化炭素排出量実質ゼロの電気となる。再エネプランには 100%以外にも様々な割合のものがある。
最終処分場	23 区内で発生し、清掃工場で焼却された一般廃棄物の処理残さや下水汚泥などの都市施設廃棄物、都内の中 小企業が排出する産業廃棄物を埋立している、東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場のこと。
再生可能エネルギー	太陽光、風力、バイオマスなど「自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー」のことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり、二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーのこと。
再利用計画書	中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 17 条第 3 項の規定により、事業用途に供する床面積の合計が 3,000 平方メートル以上の事業用建築物の所有者に対して、提出を義務付けている計画書のこと。 区内の事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量をすすめるため、廃棄物管理責任者選任届と再利用計画書の提出を義務づけている。
事業系廃棄物収集届出制度	中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 24 条の 2 第 1 項の規定により、小規模事業所が「事業系一般廃棄物」等を排出する際、有料で区の収集を利用できる制度のこと。要件に該当する小規模事業所に限り、事前に届出を行うことで、区の収集を利用することができる。
次世代モビリティ	環境への配慮や高齢者の移動手段の代替として、国内でも検討が進められている、パーソナルモビリティ等の新しいタイプの乗り物のこと。
自然共生サイト	環境省が認定する「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」のこと。また、地域生物多様性増進法に基づき認定された実施計画の実施区域のこと。

指定管理者（制度）	多様化する区民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、地方自治体が設置する公の施設の管理運営について、民間企業、NPO 法人等が包括的に代行する制度のこと。
樹木の循環利用	「植える→育てる→使う→植える」というサイクルのこと。 森林資源を循環利用する中で森林整備を着実に進めることによって、健全な森林の造成・育成が図られ、国土の保全、水源の涵かん養、地球温暖化の防止など、森林の有する多面的機能が持続的に発揮される。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。 循環型社会形成推進基本法では、第一に製品などが廃棄物などとなることを抑制し、第二に排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することを徹底することで実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
食品ロス	食品廃棄物のうち、まだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品のこと
水素エネルギー	燃料として水素を利用する新たなエネルギーの形態で、一般的には燃料電池による熱電供給システムの燃料としての意味合いが強い。 エネルギーの使用に伴う温室効果ガスや有害物質の排出が皆無であることから、クリーンエネルギーとして期待されている。
スケルトン清掃車	ごみを圧縮保管する部分（荷箱）を透明にし、内部構造が見えるようにした学習用清掃車両のこと。
生物多様性	地球上に生息する多種多様な生き物（種）が、様々な環境（生態系）の中で互いに繋がり、それぞれが個性を持ちながら存在していること、およびその豊かな状態のこと。 生物多様性は生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つの多様性から成り立っている。
ゼロカーボンシティ	2050 年に CO ₂ （二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。

た

退蔵品	使用せずに、押入れや物置などに仕舞い込まれた物品のこと。
地域冷暖房・建物間熱融通	地域冷暖房とは、一定地域内の建物群に熱供給設備(地域冷暖房プラント)から、冷水・温水・蒸気などの熱媒を、地域導管を通して供給し、冷房・暖房・給湯などを行うシステムのこと。 建物間熱融通とは、近接する建物間を配管で接続して、冷暖房用の冷温水を共用するなどして、エネルギーの効率化を図ること。
地区計画	建築物の建築形態、公共施設などの配置などから、それぞれの地区的特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる都市計画法に基づく制度のこと。この制度では、地区レベルにおけるまちづくりを行うことを目的として、街区や住区を単位とした規制や誘導の取り決めを行うことにより、道づくり、家づくり、ルールづくり、景観づくりなどのまちづくりを総合的に行う。
デジタルシフト	アナログで行っていた業務やサービスなどをデジタルに移行すること。
デジタル地域通貨(ナカペイ)	中野区内の加盟店で1ポイント1円として利用できる、専用アプリを使ったキャッシュレス決済サービスのこと。
電力排出係数	電力使用量から二酸化炭素排出量を計算するための係数のこと、1kWhの電力を使用する際に排出される二酸化炭素排出量(kg)をもって示す。
トレードオフ	一方を追求すると他方が犠牲となる関係のこと。

な

二酸化炭素の固定化	植物や微生物が行っている葉緑素を用いた光合成により、大気中の二酸化炭素を炭水化物に代えて生物躯体として固定させること。
ネイチャーポジティブ	自然保護の取組とともに社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させ、生物多様性の損失を止めるだけではなく回復に転じさせることを目指す考え方。

燃料電池	水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置のこと。
------	--------------------------------

は

排出量取引制度(キヤップ&トレード制度)	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく、総量削減義務と排出量取引制度のこと。 大規模事業所（前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の中堅事業所）に二酸化炭素排出量の削減義務を課すもので、対象事業所は自らの省エネ対策等によって削減するほか、排出量取引を活用して他の事業所の削減量（クレジット）等を取得して義務を履行することができる。
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	いわゆる代替フロンの一種。CFC、HCFCの代替物質として使用される。オゾン層破壊効果はないものの、強力な温室効果ガスであり、京都議定書において排出削減の対象となっている。
パートナーシップ	連携・協働によって共通の目的を達成しようとする関係性のこと。
ビオトープ	特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた生物生息空間のこと。 ドイツ語の BIO（ビオ：生きもの）と TOP（トープ：場所）の合成語で、「生きものの暮らす場所」という意味の言葉。
不用物総量	ごみ収集と資源回収に出されたもののすべての排出量のこと。不用物総量を減らすためには、ごみと合わせて資源についても発生を抑制する必要がある。
ペロブスカイト太陽光電池	薄くて軽く、曲げられる太陽光電池。ビル壁面や車の屋根など幅広い場所に設置でき、太陽電池の設置場所の限られる日本において脱炭素の推進に資する技術として期待されている。
保護指定樹木等助成制度	「中野区みどりの保護と育成に関する条例」に基づき、地域にゆかりあるみどりを保全するために、一定の基準を満たす樹木・樹林・生け垣を保護指定し、その維持管理に要する費用の一部を、所有者・管理者の方に対して区が補助する制度のこと。

ま

みどりのネットワーク	規模の大きな公園や緑地を結ぶ軸上に沿道緑化や民間緑化などを進めることで、全体としてみどりのつながりを構築する考え方。
みどり率	緑被率の項で示した緑被地に、河川等の水面の占める面積と公園の縁で覆われていない部分を合わせた面積の区全体に占める割合のこと。
未利用エネルギー	河川水・下水などの温度差エネルギー、工場などの排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーのこと。 具体的な未利用エネルギーの種類としては、①生活排水や中・下水・下水処理水の熱、②清掃工場の排熱、③変電所の排熱、④河川水・海水・地下水の熱、⑤工場排熱、⑥地下鉄や地下街の冷暖房排熱、⑦雪氷熱などがある。
メタネーション	水素 (H ₂) と二酸化炭素 (CO ₂) を反応させ、天然ガスの主な成分であるメタン (CH ₄) を合成すること。メタンは燃焼時に二酸化炭素を排出するが、メタネーションを行う際の原料として、発電所や工場などから回収した二酸化炭素を利用すれば、燃焼時に排出された二酸化炭素は回収した二酸化炭素と相殺されるため、大気中の二酸化炭素量は増加しないことから、二酸化炭素排出量は実質ゼロとなる。
猛暑日	最高気温が 35°C 以上の日のこと。

ら

緑被率	空から地上を眺めたとき、樹木や草地などで被われた部分のことを緑被地という。緑被率は、この緑被地面積の区全体に占める割合のこと。
連続立体交差化	市街地において道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化することで立体化を行い、多数の踏切の除却や新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業のこと。

リチウムイオン電池	リチウムという金属を使用し、電極（正極・負極）の間をリチウムイオンが移動することで充電・放電が行われる電池のこと。繰り返し使うことが可能で、小型、軽量、長寿命という特長がある。一方で、熱や衝撃に弱い性質があり、外部から衝撃や高温状態で放置することで発熱・発火し、火災につながる危険性がある。
リデュース（発生抑制）	ごみの発生や資源の消費自体を減らすこと。 ごみになるものを買わない、もらわない。／長く使える製品を買う、手入れや修理をしながら長く大切に使う。／買い物の際マイバッグを持参し、レジ袋等は断る。／詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選ぶ。／利用回数の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用する。／省資源化設計の製品を選ぶ。 などが具体的な行動例として挙げられる。

第7期中野区環境審議会

(1) 質問文

6 中環環第 1080 号
令和 6 年 7 月 25 日

中野区環境審議会会長 様

中野区長 酒井 直人

中野区環境審議会への質問について

中野区環境基本条例第 11 条第 3 項及び同条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

記

《質問事項》

中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について

《質問理由》

第 4 次中野区環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、2021 年 9 月、2021 年度を初年度とし 2030 年度までの 10 年間を計画期間として策定しました。策定後約 3 年が経過し、この間に計画策定当初とは状況が大きく変化しました。

2023 年 3 月に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第 6 次評価報告書統合報告書の中では、地球温暖化を 1.5℃ や 2℃ に抑制するためには、2050 年代初頭及び 2070 年代初頭に世界全体でネットゼロを達成する必要があるということが科学的に示されました。

国は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの危機に直面しており、2030 年頃までが「勝負の 10 年」であるという強い危機感に基づき、第 6 次環境基本計画を令和 6 年 5 月に策定しました。環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」を実現していく必要があるとしています。

また、東京都は、2022 年 9 月に東京都環境基本計画を改定し、「危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」、「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」、「生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共に共生する豊かな社会の実現」、「都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現」に向け、都の各制度の強化を進めています。

区は、こうした国内外の状況を踏まえ、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、区民、事業者との連携・協働のもと、脱炭素社会の推進と気候変動への適応の課題についての取組を加速させていくため、2021 年 10 月に「中野区ゼロカーボンシティ」を宣言しました。さらに、この目標達成のため、このたび 2024 年 6 月に「脱炭素ロードマップ」を作成したところです。

環境基本計画は、脱炭素社会の推進のみならず、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示し、環境施策を推進するための総合的な計画です。計画改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等についてご審議をお願いいたします。

(2) 審議会の開催状況

開催日	検討内容
第1回(2024年7月25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区環境基本計画及びアクションプログラムの進捗状況について ・中野区脱炭素ロードマップについて
第2回(2024年8月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな中野区環境基本計画の検討テーマについて ・【テーマ1】「脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現と気候変動への適応」について
第3回(2024年11月5日)	<ul style="list-style-type: none"> ・【テーマ2】「資源を大切にする循環型社会の実現」について ・【テーマ3】「快適に暮らせる美しいまちづくり」について
第4回(2025年1月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ・【テーマ4】「みどりや生きものの豊かさを育み、うるおいを生み出すまちの形成」について ・【テーマ5】「パートナーシップで広げる学びと行動のしくみづくり」について ・【テーマ1】「脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現と気候変動への適応」について ・答申の構成（案）について
第5回(2025年5月29日)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）について
第6回(2025年8月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の決定 ・区長への答申

(3) 第5期中野区環境審議会 委員名簿

(敬称略)

任期：令和6年7月25日～令和8年7月24日

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者 (4名)	◎大沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部	
	○田中 充	法政大学名誉教授	
	村上 公哉	芝浦工業大学建築学部	
	岡山 朋子	大正大学地域創生学部	
区民 (7名)	興梠 敬二	中野区町会連合会	
	八束 重宣	中野区清掃協力会	
	高橋 伸明	なかの SDGs パートナー (新渡戸文化中学校・高等学校)	
	河野 俊史	公募	
	鈴木 建吾	公募	
	土谷 護	公募	
	古屋 徹	公募	
事業者 (9名)	戸辺 清文	公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター	
	西田 裕子	公益財団法人 自然エネルギー財団	
	藤原 和広	東京ガス株式会社 東京中支店	
	末延 史行	一般財団法人 東京都建築土事務所協会 中野支部	
	安蒜 孝明	なかの SDGs パートナー (トヨタモビリティサービス株式会社)	
	小暮 剛	なかの SDGs パートナー (西武信用金庫)	~2025.7.31
	小淵 康博		2025.8.31～
	中山 久史	中野区商店街連合会	
	伊藤 喜則	中野区造園緑化業協会	
	寺崎 務	東京商工会議所 中野支部	

◎：会長

○：副会長

7 中野区環境基本条例

中野区環境基本条例

平成10年3月27日
条例第19号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）**
- 第2章 区民、事業者及び区の協働（第9条・第10条）**
- 第3章 環境の保全の推進（第11条—第14条）**
- 第4章 環境審議会（第15条・第16条）**
- 第5章 雜則（第17条）**

附則

私たちのまち中野は、都心に近く、利便性の高い住宅都市として発展してきた。

しかし、都市化の進展により、みどりや水辺の減少、ひろばの不足、大気汚染などの問題も抱えている。

また、物質的に豊かで便利な私たちの生活やそれを支える産業活動は、資源の大量消費による廃棄物の問題などを生み出したばかりでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊をもたらすなどすべての生命及び生活の基盤であるかけがえのない地球の環境をも脅かしている。

今こそ、私たちは、地球の環境を視野におきながら、健康で安全かつ豊かな環境を享受する権利の実現を図り、持続的な発展が可能な社会を将来の世代に引き渡していくなければならない。

このような認識の下に、区民、事業者及び中野区は、これまで培ってきた環境の保全の取組をさらに発展させ、協働して良好な環境を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者及び中野区（以下「区」という。）の責務及び協働の取組を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **環境の保全** 良好的な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) **環境への負荷** 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 自然の循環を重視すること。
- (2) 人と他の生き物が共にすむる環境をつくること。
- (3) すべての資源を有効に活用すること。

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) みどり、水、土壤、大気、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- (6) まちの美化、良好な景観の保全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(区民の責務)

第5条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減を図るなど、環境の保全に自ら積極的に取り組むものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減を図るため必要な措置を講ずるなど、環境の保全に自ら積極的に取り組むものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供を行うとともに、環境への負荷に関する情報の公開の求めに応じるよう努めるものとする。

(意見の申出)

第7条 区民及び事業者は、環境の保全に関して区長に意見を申し出ることができる。

2 区長は、前項の申出があったときは、適切な措置を講ずるものとする。

(開発等における環境への配慮)

第8条 区民、事業者及び区は、開発等の行為を行うに当たっては、当該行為が良好な環境を創出する機会となるよう努めるものとする。

第2章 区民、事業者及び区の協働

(協働)

第9条 区民、事業者及び区は、自らの責務を果たすとともに、協働して環境の保全に努めるものとする。

(協働の取組)

第10条 区民、事業者及び区は、次に掲げる事項について協働して取り組むものとする。

- (1) 情報を相互に提供し、意見を交換すること。
- (2) 地域、家庭、職場、学校等の多様な場において環境学習及び環境教育の推進を図ること。
- (3) 青少年の自主性を尊重しつつ、青少年が環境の保全のため積極的に行動するよう支援すること。
- (4) 具体的な行動の日を設け、環境の保全について理解を深めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全について必要な事項

第3章 環境の保全の推進

(環境基本計画)

第11条 区長は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、中野区環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の体系
- (3) その他環境の保全に関する重要事項

- 3 区長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ中野区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 区長は、基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 区長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第12条 区長は、環境の実態を明らかにし、及び環境の保全に資するため、環境白書を作成し、公表するものとする。

(事業者への要請)

第13条 区長は、特に必要があると認めたときは、事業者に対して環境の保全についての要請を行い、報告を求めることができる。

(国、東京都等との協力)

第14条 区は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都その他地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、中野区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、環境の保全に関し特に必要な事項について、区長に意見を述べることができる。

(委員)

第16条 審議会の委員は、20人以内とし、区民、事業者及び学識経験者のうちから区長が委嘱する。

第5章 雜則

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第26号）

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

第5次中野区環境基本計画（素案）

7中環環第2380号
令和7年（2025年）10月

編集・発行 中野区環境部環境課
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号
TEL 03-3228-5524（直通）
電子メール kankyo@city.tokyo-nakano.lg.jp